廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域 に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正並び に関係規則等の制定及び改正について(案)

平成30年9月12日原子力規制委員会

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。) は、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。

改正法附則第1条第4号では、同法第2条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年10月1日)に施行すると規定している。

このため、改正法第2条に規定する廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び 指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令等の改正 案並びに関係規則の制定案及び改正案について、第22回原子力規制委員会(平 成30年8月1日)に諮り、行政手続法に基づく意見公募を平成30年8月2日 から同年8月31日まで実施した。

当該意見公募の結果は別紙1のとおりであり、この結果等を踏まえて別紙2 のとおり一部修正した上で、別紙3のとおり関係政令、規則及び告示を制定又は 改正する。

2. 今後の予定

原子力規制委員会決定 平成30年9月12日

・政令の閣議決定 同年9月中下旬(予定)

・政令、規則及び告示の公布 同年9月下旬(予定)

・政令、規則及び告示の施行 同年 10 月 1 日

く資料一覧>

- 別紙1 廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案に対する意見公募の結果について
- 別紙2 平成30年第22回原子力規制委員会資料からの修正について
- 別紙3 改正法第2条に係る制定・改正予定の法令一覧

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る 規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則 の制定案及び改正案に対する意見公募の結果について

平成30年9月12日原子力規制委員会

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令等の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案について、意見公募を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概 要

期 間:平成30年8月2日から8月31日

対 象:

- (1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(仮称)
 - ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)
 - ② 宅地建物取引業法施行令(昭和39 年政令第383号)
 - ③ 不動産特定共同事業法施行令(平成6年政令第413号)
- (2)廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制 の創設に関する原子力規制委員会規則の整備に関する規則(仮称)
 - ① 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号)
 - ② 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号)
- (3) 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則(仮称)

方 法:電子政府の総合窓口(e-Gov)、原子力規制委員会ウェブサイト、 郵送、FAX

応募数: 3件(うち1件は、意見公募手続の対象以外に対する意見)

2. 意見公募の結果

当該政令の改正案及び規則の制定·改正案に対する意見及び意見に対する考え方を別表1のとおりとりまとめた。

以上

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案 並びに関係規則の制定案及び改正案に対する御意見に対する考え方

番号	御意見等(原文)	考え方
1.	地層処分事業では地下深部に廃棄物を埋設することから,処分場を閉鎖し	指定廃棄物埋設区域として指定する範囲や指定廃棄物埋設区域
	た後には地上での一般的な活動を可能とするようにサイトを解放すること	内における土地の掘削の許可のための具体的な基準は、廃棄物埋
	ができると考えている。	設施設が設置される場所、環境条件、施設の設計等によって異な
	また、地上の活動に伴い、例えば地上に建物を建てる際の地盤調査や建	ります。このため、指定廃棄物埋設区域として指定する範囲の具
	物の杭基礎のような一般的な地下利用に対して、不必要に一般の人の権利	体的基準を示すことはできませんが、不必要に一般的な土地利用
	を制約することがないように指定廃棄物埋設区域の範囲や掘削の許可の基	を妨げることがないよう配慮し、廃棄物埋設施設が設置される場
	準の考え方を示していただく必要がある。	所、環境条件、施設の設計等を踏まえて立体的な区域を指定しま
	これは立地地域の将来計画にも影響を与えるものであり、「どの範囲」	す。また、指定廃棄物埋設区域を指定する際は、前述の設計等を
	が指定され、「どの程度の期間」、「どのような行為」に対して掘削が許可	踏まえた、当該指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可に
	されるのかは処分場の適性に関する調査を受け入れていただく地域にとっ	対する具体的な基準を個別に定め、公表することとしています。
	ても重要な問題である。	
	このため、安全確保上、合理的に必要とされる範囲や掘削の許可の基準	
	についての考え方を早い段階で具体的に示していただくことが重要である	
	と考える。	

「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の 事業に関する規則」の現行第8条第1項第1号は今回の変更対象ではあり ませんが、第1条の2第2項第3号の変更に伴い、第8条第1項第1号の 「余裕深度処分」を「中深度処分」と変更する必要があると思います。

御指摘のとおり、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中 深度処分」に修正いたします。

・「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条 第1項の「第五十九条の二十九第一項の許可」と、第2条第1項の「第五十│則」第1条第1項の「第五十一条の二十九第一項の許可」と第2 九条の二十九第一項本文の許可」との文言の違いは、何を意味しているので │条第1項の「第五十一条の二十九第一項本文の許可」は、いずれ すか? また、様式第1の裏面の第51条の31第3項の冒頭の「第一項」 は、他の記載箇所と同様に、算用数字で「第1項」と記載したほうが良いと 思います。

「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規 も第 51 条の 29 第 1 項の許可を示しています。このため、第 2 条 第1項における「第五十一条の二十九第一項本文の許可」を「第 五十一条の二十九第一項の許可」に修正いたします。また、御指 摘のとおり、様式第1の裏面の第51条の31第3項の「第一項」 を「第1項」に修正いたします。

- ・「宅地建物取引業法施行令」の改正案の第2条の5第28号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか? また、同法第2条の5第28号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、宅地建物取引業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか?
- ・「不動産特定共同事業法施行令」の改正案の第7条第32号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか? また、同法第7条第32号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、不動産特定共同事業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか?

ご指摘の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第76条は、同法の国に対する適用関係を規定したものでありますが、同法第51条の32の規定によって国及び地方公共団体が行う土地の掘削については同法第51条の29第1項の許可は要しないこととなっています。また、宅地建物取引業法第78条第1項及び不動産特定共同事業法第69条第3項はこれらの法律の規定が国及び地方公共団体には適用されない旨を規定しています。よって、宅地建物取引業法施行令第2条の5第28号及び不動産特定共同事業法施行令第7条第32号の「許可」には核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条の「承認」は含まれません。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 29 第 1 項の許可については、宅地建物取引業者及び不動産特定共同事業者は、土地の取引の過程等において、指定廃棄物埋設区域内の土地の所有者に確認すること等により把握することが可能であるほか、原子力規制委員会に照会いただければお答えいたします。

平成30年第22回原子力規制委員会資料からの修正について

1. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則改正案の修正

修正後		修正前
改 正 後	改 正 前	(追加)
(埋設しようとする放射性廃棄物等の技	(埋設しようとする放射性廃棄物等の技	
術上の基準)	術上の基準)	
第八条 法第五十一条の六第二項に規定す	第八条 法第五十一条の六第二項に規定す	
る技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事	る技術上の基準(第二種廃棄物埋設の事	
業に係るものに限る。)は、次の各号に	業に係るものに限る。)は、次の各号に	
掲げる場合に応じ、当該各号に定めると	掲げる場合に応じ、当該各号に定めると	
ころによる。	ころによる。	
一 <u>中深度処分</u> を行う場合	ー <u>余裕深度処分</u> を行う場合	
[イ~ハ 略]	[イ~ハ 同上]	
[二・三 略]	[二・三 同上]	
[2・3 略]	[2·3 同上]	

2. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則改正案の修正

修正後	修正前		
(削除)	改正案	改 正 前	
	(溶接の方法の認可)	(溶接の方法の認可)	
	第二十九条 法第五十一条の九第二項の認	第二十九条 法第五十一条の九第二項の認	
	可を受けようとする <u>者</u> は、溶接施行工場	可を受けようとする <u>者(第一種廃棄物埋</u>	
	ごとに、次の各号に掲げる事項を記載し	<u>設事業者に限る。)</u> は、溶接施行工場ご	
	た申請書を提出しなければならない。	とに、次の各号に掲げる事項を記載した	
		申請書を提出しなければならない。	
	[一~五 略]	[一~五 同上]	
	[2~4 略]	[2~4 同上]	

改正後	改正前	改正案	改正前
(溶接検査合格証等)	(溶接検査合格証等)	(溶接検査合格証等)	(溶接検査合格証等)
第三十一条 原子力規制委員会は、法第五	第三十一条 原子力規制委員会は、法第五	第三十一条 原子力規制委員会は、法第五	第三十一条 原子力規制委員会は、法第五
十一条の九第一項又は第四項の検査(<u>特</u>	十一条の九第一項又は第四項の検査(<u>特</u>	十一条の九第一項又は第四項の特定第一	十一条の九第一項又は第四項の検査(<u>特</u>
<u>定第一種廃棄物埋設施設</u> に係るものに限	<u>定廃棄物埋設施設</u> に係るものに限る。)	<u>種廃棄物埋設施設</u> を行い、合格と認めた	<u>定廃棄物埋設施設</u> に係るものに限る。)
る。)を行い、合格と認めたときは、溶	を行い、合格と認めたときは、溶接検査	ときは、溶接検査合格証を交付するとと	を行い、合格と認めたときは、溶接検査
接検査合格証を交付するとともに、その	合格証を交付するとともに、その溶接を	もに、その溶接をした容器若しくは管を	合格証を交付するとともに、その溶接を
溶接をした容器若しくは管を刻印又はこ	した容器若しくは管を刻印又はこれに代	刻印又はこれに代わるもので示すものと	した容器若しくは管を刻印又はこれに代
れに代わるもので示すものとする。	わるもので示すものとする。	する。	わるもので示すものとする。
(削除)		(廃止世界計画の割司の甘洗)	/床に世界社画の記录の世帯)
		(廃止措置計画の認可の基準) 	(廃止措置計画の認可の基準)
		第八十二条 法第五十一条の二十五第三項	第八十二条 法第五十一条の二十五第三項
		において準用する法第十二条の六第四項	において準用する法第十二条の六第四項
		に規定する原子力規制委員会規則で定め	に規定する原子力規制委員会規則で定め
		る <u>基準</u> は、次の各号に掲げるとおりとす	る基準(第一種廃棄物埋設の事業に係る
		る。	<u>ものに限る。)</u> は、次の各号に掲げると
			おりとする。
		[一~三 略]	[一~三 同上]

3. 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則案の修正(下線部は修正部分)

修 正 後	修正前
(許可の申請書の添付図面の省略等)	(許可の申請書の添付図面の省略等)
第二条 法第五十一条の二十九第一項 <u>の許可</u> を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の	第二条 法第五十一条の二十九第一項 <u>本文の許可</u> を受けた者が前条第一項各号に掲げる事
変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しなけれ	項の変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しな
ばならない図面のうちその <u>変更に係る</u> ものを添付すれば足りる。	ければならない図面のうちその <u>変更係る</u> ものを添付すれば足りる。
2 (略)	2 (略)
様式第1(第4条関係)	様式第1 (第4条関係)
(裏面)	(裏面)
第51条の31 (略)	第 51 条の 31 (略)
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3 <u>第一項</u> の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
4 · 5 (略)	4.5 (略)

改正法第2条に係る制定・改正予定の法令一覧

改正法第2条の規定の施行等のために整備することが必要なものは以下に記載のとおり。

政令(別添1)

- 1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
 - ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 政令第 324 号)
 - ② 宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)
 - ③ 不動産特定共同事業法施行令(平成6年政令第413号)
 - ④ 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)
 - ※ ④については、行政手続法の規定により意見募集は不要

規則(別添2)

- 1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
 - ① 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の 事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号)
 - ② 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の 事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号)
 - ③ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に 関する規則(昭和63年総理府令第47号)
 - 4 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成4年総理府令第4号)
 - ⑤ 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の 溶接の技術基準に関する規則(平成12年総理府令第123号)

- ⑥ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第33号)
- ※ ③~⑥については、行政手続法の規定により意見募集は不要
- 2. 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則
- 3. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部 を改正する命令

 - ※3については、行政手続法の規定により意見募集は不要

告示(別添3)

- 1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量 限度等を定める告示の一部を改正する告示
- ① 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく 線量限度等を定める告示(平成 27 年原子力規制委員会告示第8号)
- ※ 上記告示については、行政手続法の規定により意見募集は不要

なお、改正法第2条の規定のうち、廃止措置実施方針の作成及び公表に係る政 令等の改正については、平成29年12月22日に公布済みである。

政令第

号

原子力利 用 にお ける安全対策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 核 原 料物 質 核燃料物 物質及び一 原子 炉 \mathcal{O} 規 制 に関 する法律

等 \mathcal{O} 部 を 改 正す る法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に伴 う関 係 政 令 \mathcal{O} 整 備 等に 関 ずす Ź 政

内閣 は、 原子 カ利用に に お ける安全対 策 \mathcal{O} 強化 のため \mathcal{O} 核 原料 .物質、 核 燃料物質及び 原子炉 \mathcal{O} 規制 に関

す

Ź

法 律等 0 部を改 正する法律 (平成二十九年法律第 十五号) 0) 部 の施行に伴い、 及び関係法律 .. (7) 規定 に 基

づき、 この 政令を制定する。

核核 原料物質 核燃 料物質及び 原子 炉 \mathcal{O} 規 制 12 関する法 律施 行 令 \mathcal{O} 部改 正

第 条 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及び 原 子 炉 \mathcal{O} 規 制 に関 する法律 施 行 令 昭昭 和三十二年政令第三百二十四号

0 部 を次 \mathcal{O} ように 改 正 す Ź。

第三十六条第一号中 地地 上又は」 を 戸廃 棄物埋設施設 (法第五 十一条の二十四 の二第一 項に規定する廃

棄物 埋 一設に係る廃棄物埋設 施 記設であ つて」に、 五 + メート ル 未満」 を 「七十メー トル 以上 に、 廃

物 埋 設 施 設 を £ \mathcal{O} のうち、 同 項 \mathcal{O} 認可 を受けた閉 鎖 措 置計 画 に 従 つて当該 廃 棄 物 埋 一設 施 設 \mathcal{O} 全て の坑

道に 0 ١ ر て坑道 \mathcal{O} 埋戻し及び坑 \Box \mathcal{O} 閉 塞を行 つたも のを除く。 に改め、 同 条第二号を削 り、 同 1条第三

号を同条第二号とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅 地 建 物取引業法施 行令 (昭 和三十九年政令第三百八十三号) の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

二十八 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第

五十一条の二十九第一項の許可

第三条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 核原料物質、 核燃料物 |質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 不動産特定共同事業法施行令 (平成六年政令第四百十三号) の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

三十二 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第

五十一条の二十九第一項の許可

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成十二年政令第百九十五号) の一部を次のように改正する。

第二条の二中 「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」 に改める。

附則

この政令は、 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関

する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日) から施

行する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)

(傍線部分は改正部分)

三(略)	二 (略)
特定核燃料物質を取り扱う場合戻し及び坑口の閉塞を行つたものを除く。)において防護対象限施設(当該廃棄物埋設施設のすべての坑道について坑道の埋土 地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋	(削る)
(廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合)	(廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合)
現行	改正案

$\overline{}$
傍線
151.
部
/\
分
は
改
٧,
正
17
部
/\
分
∵.
\sim

+	〜三十 (略)	こ系るものとする。 規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は 第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三 る建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内に	市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、	第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	の許可(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の二十九第一項二十八(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	一~二十七 (略)	処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	改正案	
	〜三十 (略)	こ系るものとする。 規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条る建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域	昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び規定(これらの規定に基づく命令及び条例の又は建物の貸借の契約以外の契約については	五条第一項第二号の法令に基づく制限で政第一項第二号の法令に基づく制限)	(新設)	一~二十七 (略)	処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	現行	

2 • 3	三十
(略)	一~三十七
	(略)

〇不動産特定共同事業法施行令 (平成六年政令第四百十三号)

(傍線部分は改正部分)

の許可(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の二十九第一項三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	一~三十一 (略)	の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等第七条 法第十八条第一項及び第十九条(これらの規定を法第五十二(広告の規制等に係る許可等の処分)	改正案
(新設)	一~三十一 (略)	の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等第七条 法第十八条第一項及び第十九条(これらの規定を法第五十(広告の規制等に係る許可等の処分)	

○原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)(第四条関係)

_
$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(関係周辺都道府県知事の要件) (関係周辺都道府県知事の要件) (関係周辺都道府県知事の要件)	改正案
(関係周辺都道府県知事の要件) (関係周辺都道府県知事の要件)	現

原子力規制委員会規則第

号

原 子力 利 用 に お け る安 全対 策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため 0 核 原 料 物 質、 核燃 料物質及び)原子炉 0 規 制 に関する法 律 等 \mathcal{O}

部 を改 正 す る法 律 平 成 二 十 九 年 法 律 第 + 五 号) \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に 伴 \ \ 並 U に 核 原 料 物 質、 核 燃 料 物 質 及

び 原 子 **炉** \mathcal{O} 規 制 に関 す Ź 法 律 (昭 和三十二年 法 律第百六十六号) 0 規 定に基 づ き、 及び 同 法を実 施 す るため

原 子 力利 用にお ける安全対 策の 強 化 \mathcal{O} ため 0 核 原 料物 質、 核 燃料物質 質及び 原 子 炉 \mathcal{O} 規 制 に関 はする法語 律 等 \mathcal{O}

部 を改 正 する法律 \mathcal{O} 部 O施行に伴う 原子 力 規制委員 会関 係 規 텘 0 整 備 等 に関い す ^る規則、 を次 0 ように 定 8

る。

平成三十年 月

日

原子 ,力規: 制委員会委員長 更田 豊志

原子 力利 用 に お ける安全対策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及び 原 子 炉 \mathcal{O} 規 制 12 関 す る法律

等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に 伴う 原 子 力 規 制 委員 会関 係 規 則 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す える規 則

改 IE \mathcal{O} 対象となる規 削 0 部 改 正

第 条 次 \mathcal{O} 各号に掲 げる規 則 \mathcal{O} 部 を、 それぞれ当該各号に定める表により 改 Ē する。

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 (昭和六十

三年総理府令第一号) 別表第一

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和六十三年総

理府令第四十七号) 別表第二

 \equiv 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成四

年総理府令第四号) 別表第三

兀 加 工 一施設、 再処 理 施 設、 特定 廃 棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則

(平成十二年総理府令第百二十三号) 別表第四

五. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物 の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 (平成二十

年経済産業省令第二十三号) 別表第五

六 特定 廃 **虎棄物埋** 設施設又は特定 廃 棄物管理施 設の性能に係る技術基準に関する規則 (平成二十五年原子

力規制委員会規則第三十三号) 別表第六

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、 次の各号に掲げるとおりとする。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のように改めること。

条項 番号そ 0) 他 の 液標記. 部分 (以下単に 「標記部分」 という。) に二重傍線を付した規定を改 正 前 欄 及

び 改正 一後欄 に対応して掲げている場合であって、 標記部分が改正前 欄 及び改正後欄で異なるときは、 改

正 前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附則

三

この 規則は、 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制 に関

する法律等 \mathcal{O} 部を改正する法律附則第一 条第四号に掲げる規定の施行 0 日 (平成三十年十月一 日) から施

行する。

改正前欄にこれに対応する

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に規定する第二種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設を除く。以下同じ。)の事業について適用する。「一・二 略」「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地(第二種廃棄物を埋設の方法に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれで入り。「イ・ロ 略」「イ・ロ 略」「人に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれで表の下標に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれで表のいずれかの方法に限る。)により最終的に処分することをいう。「イ・ロ 略」「人に関係を超えない放射性廃棄物を埋設の方法(次のいずれがの方法に限る。)により最終的に処分することをいる。「人に関係を表すを埋設の方法(次のいずれかの方法に関係が表すという。」「本に関係が表すという。」(適用範囲))により最終に対して、大に関係が表する。「本に関係を表する。」(本に関係を表する、対して、大に関係を表する。)により最終に対して、大に関係が表する。「本に関係を表する。」(本に関係を表する。「本に関係を表する。」(本に対して、大に関係を表する。)(本に対して、大に関係を表する。)(本に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対し、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対して、大に対し、大に対し、大に対し、大に対し、大に対し、大に対し、大に対し、大に対し	改正後
第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。 [一・二 同上] とは、地表から深さ五十メートル 上のに限る。以下同じ。)において放射性廃棄物を埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。)において放射性廃棄物を埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。)において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。 [イ・ロ 同上] に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下間と引いて、次の各号に掲げる放射性廃棄物を埋設の方法(次のいずれかの方法に限る。)により最終的に処分することをいう。 [イ・ロ 同上] 「イ・ロ 同上] 根間に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれで表の方法(次のいずれがの方法に限る。)により最終的に処分することをいる。 [イ・ロ 同上] に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれで利力を埋設の方法(次のいずれがの方法に限る。)により最終的に処分することをいる。 [11] に関係に対して、次の各号に掲げる放射性廃棄物を埋設の方法(次のいずに対して、次の各号に掲げる放射性廃棄物を埋設の方法(次のいずに対して、表に対して、表に対し、表に対して、表に対し、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対して、表に対し、表に対して、表に対し、表に対して、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し	改 正 前

いう。 前 . 号 イ 及 び 口 0 方 法 を除 ₹ . に ょ ŋ 最 終 的 に 処 分 すること を

[六~十一

物 埋 設 0 事

業に とする。 に係るも 第五 0) +一条 限 る。 のニ の記載について一第三項の申請書 、ては、 書 『(第二 次 の種 各廃 景を物 によるもの事

種 種 状及び量については、 法第五 類ごとの最大放射能 類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物 + 条 0 第三 濃度及び総放射能量を記載すること。 第二種廃棄物埋設を行う放射 項第三号 \mathcal{O} 廃 棄 す る 核 燃 料 性廃 物 質等 棄 質物の のの性

造及び設 法第五 十一条 備につい 0 ては、三第三 次の区分によつて記載する一項第四号の廃棄物埋設施設 ること。 の位置、

 \mathcal{O} 法第五 区 分によつて記載すること。 十一条の二第三 項 第四 号 \mathcal{O} 廃 棄 0 方 法 に 0 V て は、 次

略

「イ・ロ

放 定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期について すること。 、 を 項 に 、

五. 法第五 ついては、 $\overline{+}$ 、工事の二 順第三 原序及び第三項第 以び日程を記載収第六号の廃棄 棄物 載 す る 埋 設 施 設 \mathcal{O} 工 事 計 画

2 3

更 0 許 可 0 申

第三条 事業に係るものに 令 第三十三条の 限 る。 変更の許 0) 記 載に 可の 申 0 い請 て 書 は、 (第二 次 の種 各号に 廃 棄 物 ょ 埋 いるもの

令第三十三条第三号の 変更の内容に つ 1 て は、 法 第 五 + 条

とする。

いう。 前 号イ 及 び 口 0 方 法 を 除 < . に ょ ŋ 最 終 的 に 処 分 するこ

[六~十一 同 上

物

第二条 業に係るも 法 第五 の に +一条の二次埋設の事業 限 (る。) の記載の記載の記載 \mathcal{O} 可 つい 申の 請 申 ては、 書 (第二 次 の各層 号 棄 に物 よ埋 る設 もの の事

とする。

の最大放射能 数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質 については、 法第五 + 一条の二 第二種 濃度及び総放射能量を記載すること。 一第二項 廃 棄物埋設を行う放射性廃棄 第三 一号の 核燃料 物 等 物の \mathcal{O} 性 \mathcal{O} 種 種 状 類 及 類 ご及び量

造及び設備に 法 第 五 +っ か の ては、次の区分によつて記載する二第二項第四号の廃棄物埋設施設 分によつて記載すること。 \mathcal{O} 位 置

構

「イ〜ト 同 上

[イ・ロ 同上] お第五十一条の二 十一条の二第二 載すること。 項 第 四 号 0 廃 棄 0) 方法 に 0 1 て は

載すること。 規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期について 法第五· 一条の二第二項第五号の変更予定時 を項は 記に

2 Ŧī. 3 に 3 同上] 法 第 五 + 工条の二 \mathcal{O} 順序及用第二項 及び日程を記載する場第六号の廃棄物世 ること。 埋 設 施 設 \mathcal{O} 工 事 計 画

更の許 可 0 申

第三条 事業に係るも とする。 に係るものに限る。)の令第三十三条の変更の 許 記 可 載 E 0 申請 0 1 て 書 1(第二 は、 次 の種 各 廃 号 に 物 よ埋 る設 もの

令第三十三条第三号の 変更の 内容に つい 、ては、 法 第 五. +

次

つては つて 五 の二第三項 十一条 つては 類及び を記 項に規定する措置 \mathcal{O} 類ごとの最大放射能 廃棄 ぶる場 《に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時、は放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあ は 載すること。 前 条第一項 前物 合 の二第三項 :条第一項第二号に!埋設施設の位置、 三号 並 あ びに当該放射性廃棄物に含まつては第二種廃棄物埋設を行 |第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五||項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあ||現第二号に掲げる区分によつて記載し、法第 0 廃 || 位置、構造及び設備の変更に|| 濃度及び総放射能量を記載し、 棄 する 核 物 \mathcal{O} 能載し、場の場 射 び 同 性 項 物 法合第に 第四のの 変 更

略

2 • 3

第 廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる場八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(第二種(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

一 中深度処分を行う場合 中深度処分を行う場合

「二・三略」

2

|十二条の| 五. 制 の委員 会規

性物質とし、 て原子力規制委員 委員会規則で定め に応じ、 同 項の 《員会規則で定める基準は同欄に掲げる放射性物感の人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものといめる放射性物質は別表第一の上欄に掲げる放射「 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規(会規則で定める放射性物質の種類等) それぞれ 同 表の 下欄 に掲 げ る 射 濃 度 でとす 物と射規

> 定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規不第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の計・第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前の工業を表現を表現して、表現のでは、一条が埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては すること。 の最大放射能 にあ 近に当該ないつては第二 濃度及び総 放射 0 性 廃 核 棄物 廃 廃棄物に含まれる放射性棄物埋設を行う放射性廃燃料物質等の性状及び量 放射 能 量を記載し、 同 性 廃 項 物 棄 \mathcal{O} 第四日 質 物 変 \mathcal{O} 号 種 種類 類 及び 場 の廃 棄

同上

2 • 3 同上

第八条 廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、八条 法第五十一条の六第二項に規定する技 合に応じ、当該各号に 八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準) 定めるところによる 次の各号に掲げる場術上の基準(第二種

余裕深度処分を行う場

「イ~ハ 同上

2 • 3 同上 同上

条を加える。

2 前項の申請書 止 置 七計 0 に に い 「 略」 認可

画

0

申

請

けれ ばならない。 書に 次の各号に掲げる書類又は 义 面 を添 付し な

が 経過していることを明らか

法第五

十一条

0

第

項

第

五号に規定する

措

置

一を実

施す

Ź

期

にする資料

3

三~十

止 置 計 画 0 認可 0 (基準)

第二十二条の 掲げるとおりとする。 (第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基 +物埋 法第五十一条の二十五第三項に おいて準 用する法

間 が経過していること。 法第五十一条の二第三 項 第五号に 規 定する措 置 を 実 入施 する 期

兀

第二十二条の十三 [略] (旧廃棄事業者等の廃止 措置 計 画 0 認 可 0) 申

2 れ 前 ばならない。 項の申請書には、 次の 各号に 掲 げ る書 類 又 は 义 面 を 添 付 L な

が経過 業者に係る者に限る。 法第五十一条の 置 者に 計 一画の認可の申請を行うまでの間に他の第二 していること又は旧廃棄事業者等 に譲り 渡 二第三項 していることを明ら 以下同じ。)に係る廃 第五号に規 かに 定する措 (第二種 す る資料 棄物 置 を 種 埋 廃 実 設棄施 廃 乗物埋を設期

二 ~ 十

3

止 置 計 画 0 認 可 \mathcal{O} 申 請

第二十二条の七 に同は、「

2 ければならない。 前 項の申請 書に 次の各号に掲げる書類又は図 面 を添 付 L

間が経過していることを明らか 法第五十 · 一 条 0 第 項 第五号に規定する措 にする資料 置 を 実施 す る

期

な

三 ~ 十 同 上

3

同上

(廃止措 置 計 画 0 認 可 0 基 準

第十二条の六第四項に第二十二条の十 法第五 6の事業に係るものに限る。) は、次の各号1規定する原子力規制委員会規則で定める基1十一条の二十五第三項において準用する法 十一条の二十五

準(第二種 に掲げるとおりとする。 廃棄物埋 一設の事

間が経過していること。 法第五十一条の二第二 項 第五 号に規定する措 置 を 実 施 す

三~四 同上

第二十二条の十三 [同上] (旧廃棄事業者等の廃止措 置 計 画 0 認 可 0 申

2 ければならな 前 項の申請書には、 次の各号に 掲げ る書 類 又 は 义 面 を 添 付 L な

設事業者に 間が経過していること又は旧廃棄事業者等 事業者に係る者に限る。 措 法第五十一条 置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種 こ譲り渡. 0 していることを明らか 一第二項 以 下同 第五号に規定する措 じ。)に係る廃棄物 にする資料 (第二種 置 を 埋 廃 実 設 棄 施 廃 地 物 棄 す 物を埋る設期

二~十

同

上

3

る

期

備考 表中の [] の記載は注記である。	第二十二条の十六の三 [略] (指定に関する規定の準用)	(指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項) (指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項) (指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項)
	第二十二条の十六の二 [同上] (指定に関する規定の準用)	[条を加える。]

	(管理の事業に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)
改正後	改 正 前
。 るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする第二条 法第五十一条の二第三項の申請書 (廃棄物管理の事業に係(廃棄物管理の事業の許可の申請)	。 るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(廃棄物管理の事業に係(廃棄物管理の事業の許可の申請)
がこ 角を女寸上については、廃十一条の二第三	がこáを女寸生蓬芙切こ含ぎいら女寸生切買う重頁ごごう最大については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並一 法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量
法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物管理施設の位置、の最大放射能濃度を記載すること。	法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、射能濃度を記載すること。
(今) 略]	() 「
よ十	よ十つ一
四、法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物管理施設の工事計画「^^」「一」」	一条の二第二項第六号
、工事の順序及び日程を記載するこ	日程を記載すること
の 変 更	の許可の申請書(廃棄
ものに限る。)の記載については、次の各号によるものと	に限る。)の記載については、次の各号によるものと
ご第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一	の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条
性廃棄物に含まれる放廃棄物管理を行う放射	射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最は廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量
の最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設	射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置

備考 表中の []の記載は注記である。	[2・3 略] 二 [略] 二号に掲げる区分によつて記載すること。 号に掲げる区分によつて記載すること。 二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第
	[2・3 同上]

第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)	[3~5 略]	 (火災等による損傷の防止) (火災等による損傷の防止) 	2 [略] 3 [8 [2 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4 [4	び工事の方法の技術基準に関する規則特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及	改正後
第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)	[3~5 同上]	著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性にを配いて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災事により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物埋設施設以、	2 [同上]	の方法の技術基準に関する規則特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事	改正前

す ることが 項 0 地 できる地 震 力が 作 盤に施設 用 L た場 しなけ 合に お ればなら 1 ても らな該 施設 を $\overline{+}$ 分に 支

ょ る \mathcal{O} 防 止

射度 兀 上 る 代失に起る 地 重 地 条 一要な 震力 の 二 よって作 害を及ぼ \mathcal{O} 施設 因する放射 発 (安全上 生 特 一によって生ずるおそ.一定第一種廃棄物埋設: 用 に はさない する地震力を含む。 大きな影響を及ぼ 重 一要な施設にあ 線による公衆 ように 施 設 すおそり への影響 って れ L 施) による損壊により があ 設 それがある地震には、その供用は 又 る当 は \mathcal{O} 特 程該定 度 施廃 に 設 棄 により公衆に放い安全機能の安全機能の安全機能の 第

2 3

津 の波 ょ る 損 傷 0 防 止

第 兀 0) りその安全性 0 条 供用 な 中に当 措 置 特 を講 定 講じなナルばミューが損なわれるおそれがないよう、味ヨ該施設に大きな影響を及ぼすおそれがからします。 なけ れ ばならな 防れ棄 が護措置その他れがある津波に 米物管理施設が

か 6 \mathcal{O} 衝 擊 に ょ る 損 傷 0 防 止

兀 のを 適 損 定 切な措 され なうおそれ の部 兀 る自 置 特 を講じ れ が 現 定 第 あ 象 なければならな る場合は、 (地 種 廃 震及 棄 物埋 Ű 設施 防 が護措置、基件波を除く。 護措 設 11 又は 金磯地盤の改良そり。)によりその安く 特 その全を 他性が

2 所 部 か 周 ,辺監視 5 な お 種 け \mathcal{O} 11 0 0) る火災又 衝 ょ 廃 て 事 う、 う、 撃が 区域 棄 故 いその 物 為 ・・・よ鼻巻事致、危険物を搭:発生するおそれがある要因だに関わった。 に隣 防 埋 護 設 ょ 他 いるも 接する地域に 措 施 \mathcal{O} 置 設 文は特定が地及びに その 込及び敷 他 以意によるもの い敷地周辺の15 定廃棄 0 適 事 業 切 所、 物 な 管 載しあ 置 理 の状 鉄 施設除況か 道 を から る場 講 た < ľ 0) 車 道 安全 声、 合に な 想 路 け 定 そ によりるというには、他の他の 性に ば なら

> ことが 項 の地 できる地盤に震力が作用 皿に施設 L た 場 一合に L なけ お れば V ても当該施設 はなら な を + 分 に 支 持

> > す

る

地 震 ょ る 損 \mathcal{O} 防 止

って作用する地震力を含む。)力(安全上重要な施設にあって起因する放射線による公衆への起因する放射線による公衆への 害を及ぶ 兀 条 ぼさないように 特 線による公衆への 定 廃 棄 物 おそれで担じた 施 にあって 設 はすお L なけ が 設 は、 あ 影 又 響の る当 は れ れがある地震 ば 特 該 なら 程度に応じて算 定 施 廃 な 設 棄 の安全は 震による加 中に当該 公 衆 機 施 安全上 定能設 する 速 のは、 度 喪 射 失に に重 地 線 地 ょ 要 震 障

2 3 同 上

津波

よる損

傷

0)

防

止

第 な措置を講じなければならない。の安全性が損なわれるおそれがない、用中に当該施設に大きな影響を及ぼ 四条の三 特定廃 棄 物 埋 設 施 設 又は いよう、防護措置はすおそれがある 特 定廃 棄 がある津水物管理施設 置 その だ波によ 他 \mathcal{O} りの 適 そ供 切

ょ る 損 傷 0 防 止

第 うおそれがある場合は別四条の四 特定廃棄物の外部からの衝撃に上 な措 航所部 問からの衝撃 周辺監視I におい 置 を講じ ける火災又は 視区域に隣接する地 撃が発生するおそれが なけ 震及び れ は、 爆 ば 物 なら 発 埋 事 津 設 防 故、 ない 護 波を除く。 施設又は特 域 措 危険 置 あ 事 め物を搭: る要因 基礎 業 基礎地盤の改良な。)によりその方 定廃 所、 載し、 が 鉄 棄 道、 あ 物 管 た る 車 場 理 道 その全施設 両、 合 路 に そ \mathcal{O} 他性が 船は のを想 舶 適損定 又事の 切な

よう、 廃 棄 物 0 \mathcal{O} 防 て 事 埋 設施 人 故 護 その 措 為 設 又は よ他 そ 0) る \mathcal{O} も敷の地 他 特 定廃 0 及び 適 **(**故 棄 切 意に 敷地 物 な 管理 によるも 置 周 施設 を 講 辺の の安全は U な から け < 性 れ が損 想 ば 定 なわ 5 に さ ょ れ れ り る な特事は業外

11

な V)

な 侵 定 入 第 \mathcal{O} 種 防 廃 止 棄 物 埋 設 施 設 又 は 特 定 廃 棄 物 管 理 施 設 \sim 0 人 \mathcal{O} 不

兀 二十八号) するおそれ 易 (不 正 する 種 埋 0 性 止 廃 設 五. を有 アクセス行為の禁止等に関する するため、 棄 事 施 物 設 業 第二条第四 がある物件が持ち込まれること及びする物件その他人に危害を与え、又 又所 埋 定 埋設施設又は特定廃棄物管乂は特定廃棄物管理施設へ所(以下「事業所」という 第 適 種 切 廃 |項に規定する不正 な 棄 措 物 置 埋 を講じ 設 施 で与え、一切管理施設に . う。 な 又 け 法 は りればならない。エアクセス行為をい こに (律 (平 定 又に不は、は不法、 成十一 不 正な特に侵定 正 他 物 いう。

料 物 質 0 臨 界 防 止

兀 る ため 燃料 \mathcal{O} 六 に 物 必要 ·質が臨界に達するおそれがある場合に特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃 な措 置 を講じなけ れば ならな は、策物 物 臨 管 界理 施 を 防設 止は

料 及 び 構 造

確び る 五. なも 造 物 器 できるもの は、 埋 及 定第 0) 設 び 当該 管 施設又は 以 並 で | 容器等がその設計上要: 種 び なけれ しにこれ 廃 特 棄 定廃棄 物 ばならな らを支持 埋 設 物管 施 設 する構造 理施設 又 は 求 器 特 政の安全性を確問造物のうち、 され 等」という。 定 廃 る 棄 強 物 度 管 及 確 理 び 保特 施 (でする上で) おおい に属す 耐の 食性を

2 漏施 ように 及 び 定 試 安 管 第 全性 0 うち、 を行ったとき、 種 を 廃 確 棄 け 保 物 特 定第 する上で重 埋 ば 設 なら 施 これに耐 種 設 又は 廃棄物埋設 一要なも 特 え、 定 0) 廃 んは、 施設 か 棄 つ、 物 又は 適 管 著 切 理 な耐に 施 1 設 漏 圧 廃 に 定試験又 え 属 する が なは理容

れ

ば

なら

特 \mathcal{O} 定 廃 止 物 埋 設 施 設 又 は 特 定 廃 棄 物 管 理 施 設 \sim \mathcal{O} 人 0) 不 法 な 侵

適第四 週切な措置を講じなけれ弗四項に規定する不正ア為の禁止等に関する法律 五防 「書を与え、又は他の勿ら 「書を与え、又は他の勿ら 乗物管理施設に不正に爆発性又は見年を再施設への人の不法な侵入、 アクセス行為を れ ば な 5 《十一年法律第百二十八号)第二条-正アクセス行為(不正アクセス行為(不正アクセス行他の物件を損傷するおそれがある な 又 V) は いう。 定 又は易燃 棄 特物 を防 特 定 管 定 廃 理 性 止 廃 棄 施 を有 す 物設 棄 る 埋を 物 する た 埋 設 設 設 施 置 物 施

第 めに必要な 料物質が 利の条の六 :物質が臨界に達するおそれがある場合に!条の六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃!(核燃料物質の臨界防止) に必要な措置 を講じなけ ń ば ならない。 は棄 物 臨 管 界 理 を施 防設 止 は する 核 た

料 及 び 構 造

設 又は特定 及び管並び を確 管 の該以 五. でなけ 容器等がその設計上要下この項において「容 ったとき、これ のうち、 定廃 保する上 特定 がにこれた定廃棄物理 れば 棄 特 物 廃 一で重 定廃 ならな 埋 棄 設 物 れらを支持するとを支持する。 棄物埋 に耐 一要な 管 施 V) 理施 設 もの え、 又 設の安全性を確保する上で重べ持する構造物のうち、特定廃 は 求 器等」という。 設 設 かされ かは、つ、 施 特 又 つ、 設 は 定 又は る強 特 適切な耐圧試験又は 廃 定 著 棄 特定廃棄物管 度及び 物 廃 管 及び耐食性を確保でいる。)の材料及び構造 棄 11 漏 理 物 管 施 え 設 理 が に 施 な 理 属 設 漏 1 施 す に え設いの 要 ように る 棄 属 なも 造 容 物 で す きる は、 試 安 器 埋 る 験を性 0) 設 及 設 び 当 施

(閉じ込めの機能)

める機能を保持するように施設しなければならない。に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次

.一~四略.

(遮蔽)

2 [略

į

ければならない。
要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しな射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必第八条。特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放置

(放射性廃棄物による汚染の防

第 おそれがあるものりきっと、これがあり、な放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、ないないではないである。ほどの他にはないである。 すいものでなければならないおそれがあるものの表面は、 九 繁に出入りする建物内部の壁、特定第一種廃棄物埋設施設又は: うない。 特 定廃 棄 る かの 物 の部分であって、物管理施設のうち つ、 汚 衆を除去しや 人が触れる いのうち

(受入施設又は管理施設)

第 十条 であって、 定第 種 放射性廃棄物の 廃 棄物埋設施設のうち 崩 壊 熱 及び 放 射 放 性 射 廃 棄物を受け入れ 線 0) 照射により

(閉じ込めの機能)

能を保持するように施設しなければならない。
るところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲

機げ

一~四 同上]

(遮蔽)

第七条 ればならない。子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るようにおからの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺 特定廃 棄 物 埋 設 施 設 又 は 特定 廃 棄物管 理施 に施設しなけぬの線量が原は、当該施設

2 [同上]

(換気)

る場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければ棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があ第八条。特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃

ならない。

[一~四 同上]

(放射性廃棄物による汚染の防止)

(受入施設又は管理施設)

第十条 であ って、 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け 放射 性廃 棄物 0 崩 壊 数熱及び 放 射 線 の照射 に 入れる より 生 す

必 発 要な措置 生する熱によって |を講じ得るように施設 過熱するおそれ しなけ があ るも ればなら \mathcal{O} は、 ない 冷 却 0 た 8 0

2

及び廃棄施設

第 ならな 一条 る 水 値以 設備 中の放射性物質の 管理施設において発 周辺監視区 放射 下になるように特定第 除 が く。 性 一域の 廃 外の 濃度が 濃度が、それぞれ厚い空気中及び周辺監 放射性廃棄物を廃棄する能力を有一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄それぞれ原子力規制委員会の定め及び周辺監視区域の境界における に 射 よ性の廃 施棄 設 物 改しなければ を保管廃弃 ば棄

ならな

\ `°

するも

のであること。

生する放

<u>~</u> 五

2

全機 院能を有 する施設

第

十二条 安全 わ定 以又は一のは いように控え一種廃棄物 機 能 うに施設しなければならない。「廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損じの特定廃棄物管理施設において共用する場合には、一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、一の特定第一種廃棄物埋を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又 な特設は

2 略

3 を ほ か、 安全上 有しなければならない。を確保する機能を維持するため 特 定第 重 要 な 種 施 廃 設 棄 又は当該 物 埋 設 施設 施設 めに必要がある場合に設又は特定廃棄物管理設が属する系統は、並 ロ理施設の 前項の規定 に は 多 重生全の

制 系 統 施 設

+ 兀 0 条測 設 備 定第 0) 機 能 種 0) 喪 廃 失、 棄物 誤 埋 操 設施設又は特定 作 そ 0) 他 \mathcal{O} 要 因 廃 棄 に ょ 物 ŋ 管 特 理 施 定 第 設 に 種は

> [同上] 措置を講じ得るように施設しなければなら る熱によって過 熱するおそれがあるも 0 は、 な 冷 却 0

> > た

8

 \mathcal{O}

必

要

な

2

第 する設備を除く。) は、十一条 放射性廃棄物を 十一条 放射性廃棄物(処理施設及び廃棄施 次に 廃 棄 掲げるところにより する設備(放 射 性廃 施棄 設物 L を な保 け管 れ廃 ば棄

施設において発生する放 のであること。 る値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃 水中の放射性物質の 周辺監視区域の外の 濃 度が 空気 射 か、それ ベ中及び 性 廃 棄 んぞれ 物 周 を廃 辺監視区域の 原子力規制 棄 する 能 委員 境 力 界に を 会にお 有 棄 物 す る 管 定 け も理

三 5 五 同 Ŀ

2 同 上

第十二条 (安全機能を有する施

「引こった相当を有する施設を他の原子力施設と共用を全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、安全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物理安全機能を有する施設に属する施設を他の原子力施設と共用 い特設し ように 定廃 施 廃設又

2 同上

3 な保ほ ければならない。する機能を維持するため か、 安全上重要な 特定廃 棄 物 施 埋 設 又は 設 施設又は特定廃棄物管理施設のは当該施設が属する系統は、前 必 要 が あ る場 合 に には、 多 多重性を有しい安全性を確 間項の規定の

制 御系統 施 設

第 + 設 -四 条 測 備 \mathcal{O} 機 特定廃 能 の喪 失、 棄物 埋 誤 操 設 体その 施設又は 他 特定廃棄物管 \mathcal{O} 要 因 に ょ り 特 理 定 施 設に 廃 棄 は、 物 埋 そ 設 施

か 漏 体 くお え は 警 **,** \ 0 同 れ 報 するおそれ 放 項 が でする設 生じ 第 射 設 性 匹 一号に たと 廃 設 備 棄 又 を施 き、 が生じたときに、これらを、物の廃棄施設から液体状の: 規 は 定 特 足する線 設 定 次 しなけ 廃 条 第 棄 | | 量当量に | 男一項第1 物 れば、 管 第二号 理 ならな デが著 体状の放射 設 しく上 \mathcal{O} 11 放 安 確 射 全 昇し 実に 性 性 性 物 を 任物質が著しくしたとき又は液物質の濃度若し 検 著 知 l < L 損 7 速 な B Š

2 力が埋設 さ 生じたときに、 備 \mathcal{O} せ 維 動 施 \mathcal{O} 定 る必必 持又は 設 機 第 的 に 又 能 開 要がある場合には、 は \mathcal{O} 種 がある場合には、当該設備火災若しくは爆発の防止の 特定 喪 始 廃 させ 失、 棄 廃 物 放 る 射 棄 誤 埋 性 物管理施設の安全性 操作その 口 設 施設 一廃棄物を限 路 を 又は 施 他 設 特 L の要因により 定され な 定 のため け 廃 の作動、 棄 ħ ための設備を速やかに作れた区域に閉じ込める能性を著しく損なうおそれにより特定第一種廃棄物 物 ば な 管 を 5 理 速やか な 施 設 に 種は、 そ か $\tilde{\mathcal{O}}$ 0 2

電 源

+ な 六条 備 け その 部 れ ば 電 他必要な設備を発売の ならない。 鼠備に の廃 の電気の供給が発棄物埋設施引 . 使 用 することが が停止と 当した場合に は特定廃棄物質 できる予 備 おいて、管理施設 電 源 を 施 設 設し、ことには

通 信 連 絡 設 備 等)

第 +七 条 $\overline{1}$ • 2 略

3 所 内 定第 0) 人 0 退種 廃 避 **廃棄物埋** 0) た め 一設施設又は特 0 設 備 を施 設 L 定 なけ 廃 棄 物 れ ば 管 なら 理 施 設に な 1 は、 事 業

備

考

表

中

0

0

記

載

は

注

記

で

あ

る

号に規 たとき、 設備を施設しなければならなそれが生じたときに、これら廃棄物の廃棄施設から液体状 設 又は 定する線 特 次 定 条 廃 第 棄 量 物 当 項 管 量 理 が 施 著しく上 設 ばれの放射性物質が著しく漏さしく上昇したとして速やかり ない Ď \mathcal{O} 放 安 全性 0 射 性 物質の したとき又は液 を著 L 濃 Š 損 度若しく な う お に え状いの は そ 同れ す放項がる射第生 報 す

る

お性四

始させる回路を施設がある場合には、火災若しくは爆発に、放射性廃棄物を 特定廃棄物管 機 能の喪失、 特 定 廃 棄 物 理施 棄物を限 誤 埋 発の防 操作その 施 設 設 設 施 設又 0 L 定され 設 止 正のための没備できっ、 定された区域に閉じ込める能力の数安全性を著しく損なうおそれが生 安 な のため 備 は け 0 特 れ 作動 定 ば -動を速やかに、かの設備を速やかに 廃 な 5 を速やか 棄 な 物 管 理 施 設 に は、 0 さ \mathcal{O} 生 自 そ 設 ľ せ 維 動 施 \mathcal{O} た と さ さ は の る必必 持 的 又は に 開要

(予備 電

第 ばならない。電源系統からの電 十六条 特定廃棄物 に 気の供 使 用することが (給が停止した場合にお)施設又は特定廃棄物管! できる予備 電 い理 源 を施 て、 施 設 設し 監に 視は、 なけ 設 備 外 そ れ 部

通 連絡 設 備

第 十 七 条信 $\overline{1}$ 2 同 上

3 特定廃 0 退 避 0) 棄物埋設 た め 0) 施設又は特定廃 設 備 を施 設 L なけ 棄物 れ 管理施設に ば なら な 11 は、 事 業 所 内 0)

一条関係) 加工施設、 再処理施設、 特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正に関する表(第

第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすること第二条 この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定(特殊な方法による溶接)	特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。二十八「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は「二十六・二十七 略」外のものをいう。外のものをいう。二十五 「廃棄第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又二十五 「廃棄第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又	二号規 見 別 に に に に お り い に お り に お り に お り に お り に お り に お り る り る り る り る り る り る り る り る り る り		廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定	改 正 後
廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることにつき第二条 この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定(特殊な方法による溶接)	棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。 二十八 「廃棄第二種管」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定廃 [二十六・二十七 同上] のをいう。 のをいう。 二十五 「廃棄第一種機器」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定	二 号 規 則 に 同 上 」 し に お お い に お お り に お お り に お ら り る ら り る り る り る り る り る り る り る り る	附則)	管理施設の溶接の技術基準に関する規則加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物	改正前

	備考 表中の [] の記載は注記である。
「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「と読み替えるものとする。 「とあるのは「廃棄第二種機器、再処理 について準用する。この場合 において、第四条、第五条、第七条第一項及び第二項並びに第八条 (準用)	棄第一種機器」と読み替えるものとする。棄第一種機器」と読み替えるものとする。棄第一種機器」と読み替えるものとする。棄第一種機器」と読み替えるものとする。棄第一種機器」と読み替えるものとする。棄第一種機器」と読み替えるものとする。(準用)

別表第五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

とする。 業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるもの第三条 法第五十一条の二第三項の申請書(第一種廃棄物埋設の事(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	じ。)の事業について適用する。 し。)の事業について適用する。 の事業について適用する。 の事業について適用する。 の事業について適用する。 の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に の事業について適用する。	改 正後
とする。 とする。)の記載については、次の各号によるもの業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるもの第三条 法第五十一条の二第二項の申請書(第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	に規定する第一種廃棄物埋設の事業について適用する。関する法律(以下「法」という。)第五十一条の二第一項第一号第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に(適用範囲)	我是每共富的事情的是一个大概的一样是一个一样的一样,我们就是一个大概的一样也可以是一个一样的一个一样的一个一样的一个一样,我们就是一个一样的一个一样的一个一样的一样,我们可以是一个一样的一样的一样的一样,我们可以是一个一样的一样的一样的一样的一样,我们可以是一个一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一

種種狀 性類及び量 類 ごと 第 Ŧī. 数に \mathcal{O} + 量っ 大放 並い 条 びて 0 には 射 三号 載すること。 射性物 性廃棄等 質物の のの性

造 及び 法第 設 五. 備 + に つ条 いの ては、三第三 すること。 0 位 置

イ 第 種 廃 棄 物 埋

(2)(1)敷 敷 地 略 内に お け る主要 のな 第 種 造 廃 棄 物 埋 設 施 設 \mathcal{O} 位 置

(1)第 リ 、 一 (5) 種 廃 棄 物 埋 設 施 設 般 構

略

略

 \mathcal{O} 区 法 分に 第 五. によって + 条 記 \mathcal{O} 載 すること。 第 項 第四 뭉 \mathcal{O} 廃 棄 \mathcal{O} 方 法 に 0 11 7 は、 次

1 口 略

1項の申請書については、 載 棄 すること。 物 埋 設 施 設 0) 工 事 計 画

類項 \mathcal{O} 公に規定 規 前に 制 次の各号に に に関する法律施行令(以下「令」といの申請書に添付すべき核原料物質、核いては、工事の順序及び日程を記載す第五十一条の二第三項第六号の廃棄物 する事 業計 掲 げ 画 いるとおりた画書その他国 りとする。他原子力規制を 「令」という。)第三十料物質、核燃料物質及び 委 員 슾 規 則 で 定 -条第二 め る書

2

略

第地第 種 水廃 理、 棄 物 地 埋 震設施 施 社会環境等の しようと す る する所 説に 心書け る 気 象

五. 兀 丰 第一 口 メ 種 1 種 廃 \vdash 廃 棄 ル 棄 物 以物 埋 内 埋 生設施設の地域 設 施設 関の安全設置した 直しようとする場形の状況に関する 設計に関する説明書 稲尺五万分の一の地にようとする場所の 書地の 図中明お 主 要 か な 6 設 五.

備

0)

配

置

図

を含

0 故 種 障廃 棄 浸 物 水、 埋 設 施 地 設 震、 震、火災等がよ政に係る設備の あ \mathcal{O} 操 0 た場 作 上 合 \mathcal{O} 過 に 失、 発 生 機 す ることは

> の数に 量。 最 つ法 量並びに当該な公第五十一条の 大放 射 能 放 0) 度 射 及 種 性廃 第 び 総 廃 棄 廃棄物埋設 項 放 射 第 能 に含まれ を行 号 量 を記載すること。 0 性物 廃 棄等 質 物の の性 \mathcal{O} 種 種 状 類ごととなる

造及び設備 備十 に つ条 施設の位がては、 置次項 の区四 号の廃棄物埋 分によって記載 設 すること。 施 設 \mathcal{O} 位 置 構

廃 位

(2)(1)

る 主 般構造工要な廃 棄 物 埋 設 施 設 \mathcal{O}

位

(1)廃 上記け \mathcal{O}

口

リ 5 棄 敷 原 棄 (5)物 地 同 物 同 埋内上埋上同設に 設

「イ・ロ 日の区分により つて記 条 0 載 すること。 第 項 第 四 号 0) 廃 棄 \mathcal{O} 方 法 に 0 11 て は

次

7 同 上

類は、次の項に規定が \mathcal{O} 兀 規前につ ,制に関する法律施行,の申請書に添付すべ、ては、工事の順序及、1十一条の二第 でででは、 法第五十一 については、 次の各号に関定する事業が 掲 げるとおりとする。三画書その他原子力担 心行令(以下「今ろすべき核原料物の順序及び日程なり順序及び日程なり (1) 第二項第六号の 原子力規制 下「令」と 程を記載、 物 \mathcal{O} 質、 廃 棄 **両委員会規則で定めという。) 第三十冬 核燃料物質及び頃** すること。 物 埋 設 施 設 0 工 め 条 原 事 る書 第二 計 画

司 上

廃 水 廃 理棄物 物 地 埋 震流 施 社 設 会環 を設 置境 置 等の l ようとする の状況に関する説明ようとする場所にな 心書け る 気 象 地 盤

廃卜 乗りり 埋 内 埋 設 \mathcal{O} 設 施 地 施 設 域 設 を含む を設 \mathcal{O} 安 全 設 縮 しようとする場 尺五万分の 計 に · 関 す っる説 一場の所 眀 書 地の 図中明お 主 要 か な 5 設 五 丰 備 \mathcal{O} 口 配 メ

司 上

置

図を含

五.

兀

故 障 廃 浸 物 水埋、設 設 地 施 設 に 火災等 係 ぶる設備 が 0 あ 0 操 た場 作 上 合 \mathcal{O} 過 に 失、 発 生 機 す ると 械 又 想 は 定 装 さ 置 れの

「八・九が想定・ が さ れ る 事 故 \mathcal{O} 種 類 程 度、 影 響 等 に 関 す る 説 明 書

3

更の

第 事 四 とする。 カカに限ろ お可の申訴、 許可の申訴、 令 感る。)のこれの変更ので 記 許 載可 にの つ申 い請 て書 は、 (第 次 一 の種 各 廃 号 棄 に物 よ埋 る設 も の

五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあたのの一、第三項第三号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっては前条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、同項第四種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質のの二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更の一、今第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条 種類及び数量並びに当該放に係る場合にあっては第一の二第三項第三号の廃棄す つ五 ては前れ 略 条第一 項 第三号に 掲げる区 分によって 記 載 すること。

らない。 次の事 項 を 記 載 L た 事 業 計 画 書

2

前

項の

申

請

書に

は、

次

 \mathcal{O}

各号に

掲

げ

る

書

類

を

添

付

L

な

け

れ

ば

な

0) 変更に 事 業の 保る 開 始 第 0) 予 種 定 時 廃 期 棄 物埋 設 施 設 に ょ る 第 種 廃 棄 物 埋 設

口 \mathcal{O} 事 変更に係る第 棄 · 業 の 物 の受入 受入計の 日 画 画及び予定埋設数量日を含む事業年度以終一種廃棄物埋設施設に 後の毎点によるに 事 第 業 年 種 度 廃 棄 \mathcal{O} 放物 射埋 性設

ハ・ニ 略

地係 る第 震、 会種環 境棄 等物 の埋 状況に関 関する形の場所 説に 明お 書け る 気 地

係 る 種 廃 棄 物 埋 設 施 設 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 場 所 0) 中 心 か 6 五.

> る廃 物 同埋 上設版 施 設 0 事 故 0 種 類 程 度、 影 響 等 に 関 す る 説

> > 明

書

3 同人・九

(変更の許

第 のとする。 事業に係るもの いるものに限り 第三十三条の許可の申請) 感る。)ので来の変更ので 記 許 載可 にの つ申 い請 て書 は、 次 一 の種 各廃 号 棄 に 物 よ埋

る設

もの

条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっての最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号のの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号のの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号のの二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあっては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る 令第三十三 号 0 放射能量を記載し、同項第四号、棄物に含まれる放射性物質の種 変 更 7の内容に 性に 状及び見ついては 量は、 第 に 0 Ŧī. あ 種 五. 十一条は棄 類ごと て 類 係 十 は 及 る び 前

2

らない。 前項の申請書には、一 [同上] は、 次 0 各号に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け れ

ば

な

次の事 L た 業 計

0 の開始の予定時期 変更に係る廃棄 の事項を記載し 期 棄 物 埋事 設 施 設画 に書 ょ る 第 種 廃 棄 物 埋 設 \mathcal{O} 事 業

「ハ・ニ 同山の開始の日か 変更に係る廃 上及び を含 予定事物 業埋 埋 設 年 設 数量以能量 以後の毎事業以による第 業 種 年 度 廃 の棄 放 物 射埋 設 性 廃 \mathcal{O} 棄事 物業

同

三二 地震、対 社係 会環廃 境棄 等物 の埋 状 設 況に 施設 関 \mathcal{O} 場する説は場所に 場明お 書け る 地 水

係 る 廃 棄 物 埋 設 施 設 0 設 置 0 所 \mathcal{O} 中 心 カゝ 5 五. 丰 口

メ

第六条: 2 3 五. に関する確認を受けようとする者は、 るときに 関する確 なければならない。 五 $\frac{\square}{\leq}$ 三・四 (第 第 地に 申 る 地形、地質及び地下に廃棄物埋設地になり、第一種廃棄物埋記 说明書 変更後に 第一 施 次の各号に掲げる書類を添 発生することが 書(主要な設備の 変更後に 口 法 請 略 種 法 種 種 メ に行う。 第五 第五 種 機] 廃 廃 廃 機械又は、 棄 略 棄 廃 棄 1 十一条 おける 物 + 物 棄 物 物 埋 一条の六第 埋 埋 装置の る第 0 埋設施設の付近の見取図地下水の状況を明らかにする書類にあっては、当該廃棄物埋設地の埋設施設の設計図、構造図及び設 埋 設 設 設 各号に 第の 0 施設等の 施 施 心定されて の故障、 六 配 設 設 一種廃棄物埋設施 第一 等に 置図を含む。 等 掲げ に れる事故のほと、浸水、いたので、浸水、いたのでは、 項の 技術 項 係 係 えて、 る る \mathcal{O} る 規 第一 事 規 上 第 の種類、程点が、地震、火災を設施設に係る 項 定 定 0 について、 原別によ 基 種 種 設万 廃 廃 力様式 り、 棄 の分 棄 安全設 程度、 物 物 制第 第一 る設 埋 埋 地の場所における 設計計算書並び 同委員会に提出 第一による申請 第一種廃棄物!! 当 種 類 設 設 該 廃 に 及 12 影が備 計地 あの操 各 棄 関 び 関 に図 号 物 等 义 関 す す 提出しまり、 た関場に に埋 Ź 面 る す 定設に 関場する る 確 確 るび 説 認 認 第六条 第五条 2 3 るときに行う。 関する確認は、 なければならない。に、次の各号に掲げる書類を添えて、に関する確認を受けようとする者は、 七六 五. すると想定される極機械又は装置の故障で変更後における麻ハ「同上」 形、地質及び地下水の状況を明らかにする書作の実物埋設地にあっては、当該廃棄物埋設地の当該廃棄物埋設地のは、当該廃棄物埋設施設の設計図、構造区人ではればなられて (廃 (廃 主要な設備 に関する説明書 同 変更後に 同 棄物 棄 棄 上 上 法第五 物 物 廃雨棄 第五 埋 埋 埋 設 同 設 設 おける廃産 上 上物埋 十一条 の配 施 十一条の六第一 施 施 次 設等 設 設 る廃 等に の各号に 置図を含む。 等 障廃棄 を含 に 0 0) 六第一 技 係 棄物埋設施設 係る第 棄 棄 浸水、 る 術 物 む 掲 縮 上 第 埋 埋設施設の事故の種類、程水、地震、火災等があった埋設施設に係る設備の操作 尺五 項 げ 項 0 0 基 る 種 種 |廃棄物埋設地の場| |、構造図及び設計 事 規 規 潍 廃 廃 万 定に 定による第一 の 項 分の 棄 棄 原子力規制系別記様式第一 に に 安全設計に 物 物 ょ <u>ー</u>の 埋 埋 0 り、 1 設に 設 て、 に 地 類 第 関 関 义 委員 二に種 当 種 関 す 及 す 程度、影響によった場合になる。 所算に算 該 廃 る び る す よる申 会に 各号 算書 棄 図 る 確 廃 確 物 お書け並 説 認 面 棄 認 に埋 提 明 物 0 \mathcal{O} 発生、 るび 定 設 実 出請埋 申 書 地に 等 めに し書設

第 第 第 第 第十一条 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項る放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種、十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとす 九実条施 + 十二条 する確認の申請 で定める技術上の 限 則で定める技術 (第 (埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基 (埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一 ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類― 埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した 兀 る。)は、 定第 要領 · 五. 類ごとの総放射能量を超えないこと。 種 略 法第五 (書) 廃 略 略 種 棄 次の各号に掲げるとおりとす 廃 十一条の六第一項に規定する原 物 三の基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規 棄 埋 物 基準は、 設 埋 施設等に係る第一 設施設 次の各号に掲げるとおりとする。 種 廃 る。 棄 子 物 種 埋 力 準 廃 設 規 棄 に 制 委員 物 関 はする 埋 一設に 会規 確 . 関 則 認 第九条 第十二条 第十一条 第七条 第十四条 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制 る放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けよ十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとす 業に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。七条 法第五十一条の六第一項に規定する第一種廃棄物埋設 とおりとする。 員会に提出しなければならない。 する確認の申請 種廃棄物埋設の事業に係るものに [一·二 同上] (埋設しようとする放 [一・二 同上] (埋設しようとする放射 (廃棄 远 · 五 特定廃棄物埋設施 四・五 同上]との総放射能量を超えないこと。 に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの埋設を行うことによって、廃棄物埋設施設を設置した事業所 放射能の総量が、 物埋設の事業に係るものに限る。) は、次の各号に掲げる法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準 (第一 物 同 同上 埋 同上 同上 上 設 施設等に 設 許可申請書等に記載した放射性物質の種 射 係る第 性廃棄物等の技術上の基 性 廃 棄 物 種廃棄物埋設 等に係る第一 に関 種 する 廃 棄 物 確 埋 認 掲げる 実 設 類ご 施 に 0 委 関 事

第 書を提出しなければならない。

書を提出しなければならない。

書を提出しなければならない。

本十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄や十五条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄を設計及び工事の方法(第二十五条に規定するを決計五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄の設計及び工事の方法(第二十五条に規定するの方法の設定により、特定第一種廃棄し、設計及び工事の方法の認可の申請)

略

の名称及び所在地 物埋設施設の変更の場合にあっては、当特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事 該 業 所 変 更に (特 係る事 定 第一 , 業 種 所 廃

[イ~ホ 略] は、当該変更に係るものに限る。 事の方法(特定第一種廃棄物埋設施 次の区分による特定第 種 廃 棄 物 施設 の変更の場合にあって 施設に関する設計及び

略

五四 定 第 種 廃 棄 物 埋 設 施設 の変更の場合にあ 0 て は、 変 更 0

2 5 4

由

0) 認可 申

第 更の 定第 た申請書を提出しなけれ 語書を提出しなければならない。認可を受けようとする者は、次の各号に 種 を受けようとする者は、次の各号に掲げ一廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の法第五十一条の七第二項の規定により、 りる事項を記載し の方法について変 認可を受けた特

四廃 『・五 略』 棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分に 施設 ょ る 特 定 第 種

2 3

及

第十五条(設計五 施設 棄物埋設施設 こする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しな以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けよう物埋設施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃土五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設 する設計及び工事の方法(第二十二法第五十一条の七第一項の規定にび工事の方法の認可の申請)

[同上]

ければならない。とする者は、次の各号に

所在地の変更の場合にあっては、当の変更の場合にあっては、当 かては、当該変更に係っては、当該変更に係っては、 る事業で 所 廃 棄 の物 名 埋 称 設 及 施 び設

方法(特定廃棄物埋設施設次の区分による特定廃棄 [イ~ホ 同上] 物埋 0 変更の場合にあ 設 施設に関する設 って には、 計 及び 当 該 工 変事 更の

五四 同上

定 廃 棄 物 埋 設 施 設 0 変更の場合にあ って は、 変 更

0)

理

由

2 上

第十六条 可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた 、変更の認可 法第五十一条の 申

請 認 特

[一・二 同上] 書を提出しなければならない。可を受けようとする者は、次の

三変更に低いて [四・五 同上] 埋設施設に関する設計 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区 及び工 事 0 方法 分に よる 特 定 廃 棄

物

上月上

及び工 事 0 方 公に係る方 微 な変

第 射線遮蔽物の側に限る。)は、 委員 + \mathcal{O} 七 他 (会規則 第一 種 で定める 廃

法第五·

使 用 前 検 査

第 なければならない。 + うとする者は、 施 設 八 に係るものに限る。 法第五 五十一条のこの申請) 次の各号に 以下「 揭 だげる事 げる事項な一項の検査 を検査 請書を提出し)を受けよ を受けよ 第

略

特定第 物 埋設: 施設の変更の場合にあっては、一種廃棄物埋設施設を設置する 一設施設を設置 しする事 当該 業 所 変 更に 特 【係る事 定 第 業種所廃

の名称及び所在地

三 · 四 略 係 る 特 定 第 種 廃 棄 物 埋 設 施 設 \mathcal{O} 使 用 0 開 始 0 予 定 時

3

用 前 検査 0 実 施

九 条 使用 前 検 行う。 次 0 各号に 掲 げ る 事 項 に 0 1 て、 当

号に定めるときに 略」

特定第 棄物 と認めるとき。 埋設施設が完成したときその 種 廃 棄 物埋設施設の性能 他 に関する 0) 原 子 力 事 規 項 制 委員 特定 会が 第 適 種

> 及 び エ 第工五事 サー条の・サの方法にい る 軽 微 な変

第十七条 の他廃棄物埋設施設の保全射線遮蔽物の側壁におけるの認可又は同条第二項の変の限では、設備又は機 法 の保全上支障のない変更とする。おける線量当量率の値を大きくし はる線量当量率の値を大きくしないものその変更の認可に係る申請書に記載された放け機器の配置の変更であって、同条第一項は機器変更(特定廃棄物埋設施設に係るもののの七第二項ただし書に規定する原子力規制 全上支障の 七第二項ただし書に 変更とする。

使用 前

る者は、 係るも 十八条 のに限る。 次の各号に切のに限る。以下 掲 だげる事 八第一 事項前 がを記 検項 \hat{O} 査」という。 載 検査 した申請 (特定廃 (*) を受けようとする廃棄物埋設が、 れす

ー [同上] ばならない。

所在地の変更の場合にあっては、 特定廃棄物埋 設 施 ては、当該変更に係る事業設を設置する事業所(特定) 所 廃 棄 物埋 \mathcal{O} 名 称 設 及 施

= 兀 同 上

五. 申請 に . 係る 特 定 廃 棄 物 埋 設 施 設 0 使 用 0 開 始 0) 予 定 時

期

2 3 同 上

使 用 前 検査 一の実 施

該

各

第十九条 [一~三 引: 号に定めるときに行う。 - 人月前検査は、 次 0 各 号に 掲げ る事 項 に 0 1 て、 当 該 各

設 が完成したときその 特定廃棄物埋設施設 の性能に関する事 他 の 原子 力規制 委員会が 項 特 適当と 定廃 棄 認 物 \emptyset 埋 ると 設 施

び

第二十五条 める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとす二十五条 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定(溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設)

接検査の申請)

第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定第 らない。 る事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければな物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げ 種廃棄

二 5 五

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

接検査の実施)

第二十七条 設施設に係るものに限る。)は、 係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行法第五十一条の九第一項の検査(特定第一種廃棄物理)

5

接検査を要し

第二十八条 又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る二十八条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会 を使用する場合とする。 法第五十一条の九第一査を要しない場合)

(溶接検査を受ける特定 廃 棄 物 埋 施設

第二十五条 める特定廃棄物埋設施設 廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で

同 Ŀ

、溶接検査の申請

を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物埋設

二 5 五 同上

2 { 4 同上

第二十七条 一十七条 法第五十一条の九第一項の検査(溶接検査の実施)

兀 同上 に係るものに限る。)

は、

次の各号に掲げるときごとに

(特定廃棄

物埋 · 行う。 設 施

第二十八条 、 弱い) をいる場合 (耐圧部分についてその溶接のみを新たにするも 一十八条 法第五十一条の九(溶接検査を要しない場合) 漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管則で定める場合(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は 第一 項ただし書の原子力規制委員 を含む。 を

使用する場合とする。

輸 入品 の溶接検査

第三十 査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原一種廃棄物埋設施設であって輸入したものの当該溶接について検三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第 子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四

2 \ \ \ \ 4

接検 查合格証

第三十一条 行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに四項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第 その溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので すものとする。

施 設定期検査を受ける特定第 種 廃 棄 物 埋 設 施 設

第三十二条

略

第三十三条 出しなければならない。けようとする者は、次の各号に掲げる事 設 |施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。| |十三条|||法第五十一条の十第一項の検査(特定第一種廃棄 こいう。)を受 廃棄物埋

種 廃 棄 物 埋 設施設を設置した事業所 0 名 称 及び 所在

略

第一 略

3

略

入品の溶接検査

第三十条 けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規棄物埋設施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃 制委員会に提出しなければならない

二 〈 匹 同日上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

(溶接検査合格証

第三十一条 のとする。 溶接をした容器若しくは管を刻印又はこれに代わるもので示すも 合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その 四項の検査 4(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又 いは、第

(施設定期検査を受ける特定 廃 棄 物埋 .1.設: 施 設

第三十二条 [同上]

第三十三条 に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けよう三十三条 法第五十一条の十第一項の検査(特定廃棄物埋設施設(施設定期検査の申請) ければならない。 とする者は、 次の各号に 掲げる事 項 を記載した申請 書 lを提 出 L な

同上

地

廃棄物埋設 施 設を設置し た事 事業所の 名 称 及 び 所 在 地

[同上]

3 同上

鎖 置 計 画 又 は 廃 止 措 置 計 画 に 係 る 施 設 定 期 検 査 を 要 す る

るは置) は、 廃 法 計 則 が推 第五 で定 画 兀 に 措置の対象となる特定第一五十一条の二十五第二項のに係る閉鎖措置の対象とな 法第五 在 \emptyset する場合とする。 る 第 |十一条の二十四の二第一合(特定第一種廃棄物埋 五. 二十五第二項の認可を受け、措置の対象となる特定第一 + 条 \mathcal{O} + 第 種 項 ただ 廃 棄物埋 項設 L の認 施設 書 一設施 た種廃廃 \mathcal{O} 可 に原 係るもの子力規 設止 を受けた閉 棄 設内に放射性廃棄物埋設施設又 推置計画に係 と受けた閉鎖措 の制に委 員 숲

2

定 期 検 查 実 施 要 領 書

0 規 出 「を受け 1 制 委員 ての検査 物 七 申 請 埋 条 検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた《会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかに設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力・た場合には、令第三十五条第一号に規定する特定第一種原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提 に 係 る検 査 |実施要領書 を定めるも のとする。

7 兀 け に埋 掲げる事 設 れ の事 録 ば 兀 し、それぞれ 業に係るものに 項に な つい Ŧī. -一 条 の て、それぞれ同表のに限る。)は、 同 表下欄に掲 十五の 規 げ .表中欄に掲げるところに従っ、、事業所ごとに、次表の上欄定による記録(第一種廃棄物 る 期 間 これ を保 存し 7 置 カ な 第

な

5

二特定第一種	記録
廃棄物埋設施	事項
[略]	記録すべき場合
略	保存期間

閉 鎖 置 計 画 又 は 廃 止 措 置 計 画 に 係 r る 施 設 定 期 検 査 を 要 す る

第三十四条 対象となる特定廃棄条の二十五第二項の 規則 とする。 米の二十五第二項のお係る閉鎖措置の対 法第五十一条の一処則で定める場合 法 置の対象となる特 第 不の二十四の一十四の 五. 棄 0) + 認可 物 埋 条 一設施設内に放射性廃棄物が存っを受けた廃止措置計画に係るしなる特定廃棄物埋設施設又は 0) 廃 \mathcal{O} 二第 棄 + 物 第 埋 頃の認可と、 し書の原子 を受けた閉 の子に力 限規 在 する る。 制 委 場 員 合の 画は

同

2 上

の検査に関し、その検査の員会規則で定める技術上の埋設施設の性能が法第五十出を受けた場合には、令第 埋設施設の性能が法第五十出を受けた場合には、令第第三十七条原子力規制委員 請の 定 期検 查 実 施 要 委員 査の方法その他必要な事項を定めた当該申上の基準に適合しているかどうかについて五十一条の九の二に規定する原子力規制委令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物表員会は、第三十三条第一項の申請書の提 領

記

に

係

る検

査

実施

要領

書を定めるものとする。

掲げる事項について、それぞれ同表政の事業に係るものに限る。)は、-四条 法第五十 - 彡(・ 同 -欄に . 掲げ 2表中欄に掲げるところに、事業所ごとに、次表の る期 定による記 間 これ を保 録 第一 表 種 て 廃 従 上棄 カュ な っ欄物

二 特定廃棄物埋設施設の検 [同上]	記録事項
同上	記録すべき場合
同上	保存期間

て委

申

物提

一 第十 看 五 定 年 庭 中 略	当者の氏名の修理の状況及びその担の修理の状況及びその担で、第一種廃棄物埋設施設 [略]びにその担当者の氏名	(X)	「イ〜ハ 略」 「イ〜ハ 略」 「イ〜リ 略」 「イ〜リ 略」 対性廃棄物(事業所内の廃棄を除く。)の種類、 ものを除く。)の種類、 ものを除く。)の種類、 当該放射性廃棄物に含ま れる放射性廃棄物に含ま れる放射性廃棄物に含ま との廃棄の日時、場所及 で方法 で方法 で方法	の検査記録
略略略	略」	略略	「	¬ {
六 廃棄物埋設施設の定期的六 廃棄物埋設施設の事故記	当 の U 者 修 に	守 原 守 記 上 : 物 ; 坤	「 ヌ	記録
同同同	同上	同同]
同同同日上上上	同上	同同]

第 3 2 第 2 合に 五. 従 Ŧī. 五. 物 診断され [一•二 略] 埋設事 める線 十二条 書面 る保安活動の実施によって得られた知見る保安活動の実施によっては、自らの第一種 なければならない。 事する者に第一種廃棄 ら得られた知見 次に掲げる事項とする。 5 +=-定 十 れ 前 る線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認め1面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の1された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者1おいては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と る期 又 は 項の ·四条 安活 期 五. 7 条 種 的 間、 <u>十</u>五 業者は、 発生するおそれがある場合その他 規 廃 動 略 な 品質保証計画に 法第五 に関する 棄 定にかかわらず、 0 評 略 緊急作 物埋設 改 価 善) 略 等 を適 毎 +措 0) 母週一回以上、第一種十一条の十六第一項の設施設の巡視及び点焓 :業に従事させることが 結 .切に反映すること。 果 物埋 おける保安活 一設 第 施設に 略 種 について巡視及び点検を行わ一種廃棄物埋設施設の保全に項の規定により、第一種廃棄 廃 検 棄 物 動 のみならずは廃棄物埋設に できる。 の緊急やむを得ない 埋 0) 設 改善に 物埋設 施設に 関 略 9他の施設におい 災 する事 不害が発 項 場 かけ í 生 第 第五十二条 2 3 第 らない。 五十 期間、緊急作業に従事させることができる。線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認 2 \(\) る者に廃 物埋設事業者 で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会のれた者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者 いては、放射線業務従事者(女子は発生するおそれがある場合その) 五十五条 [一・二 同上 「司上」れた知見を適切に反映すること。活動の実施によって得られた知見の。 (保安活 線量等に関 な評 次に掲げる事項とする。 前 同 棄物埋設施設 四条 項の規定にかかわら 同 上 価 <u>十</u> 五 放射線業務従事者(女子については、 上 棄 等 品質保証 動の改善 同 上 物 法 \mathcal{O} 同 は、 第五 する 埋 結 設 上 同 果 毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事す十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄「の巡視及び点検」 上 証 計画 ず、 おける保安活動の改善に 廃 棄 同 物埋設 他の緊急やむを得ない 上 廃棄物埋設施設における保 みならず 施設に災害 妊娠不 他 \mathcal{O} 同 施 関 が 業者に -能と診 設 する 上 発 場合 から め 生 定める 事 書面 断さ に 得 項 る

5 安 は

お又

廃 棄 物 埋 設 \mathcal{O}

第 らなければならない。 Ŧī. を受けた場合は Ł 事 業者は、 第五 第一号を除く。 次の - 一条の· 各号 号(法第五十一条の二十五の十六第一項の規定によりの施設定期自主検査))に掲げる検査に関する措置を採 ŋ 五. 五第二項の19、第一種1 認廃 可棄

うこと。 \mathcal{O} 次 (基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上以号に規定するものを除く。) は、当該施設の性能が法第五十分第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設 (

略

及び放 第 射 種 - 一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計 する計

2 埋設 か 書 第十二条 どうか 法第五 類 事業者は、 記 についての の六第三項 +載された第 当該 |認可若しくは同条第三項において準用する法||十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物 検査を一年ごとに行われなければなら (T) 一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているの変更の認可に係る申請書又はそれらの添付 ない。

3

種 廃 棄 物

第 に掲げる措置を講じ 二十年を超えない期間ごとに、 物 五. 埋設 八条 事業者は、 法第五· は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた。別五十一条の十六第一項の規定により、第一項と理設施設の定期的な評価等) なけ れ ば なら な 11 次の各号のた日から

0) ために 前号の 評 必要な措置 価 \mathcal{O} 結果を踏まえて、 [を講ずること。 第 種 廃 棄 物 埋 設 施 設 0 保 全

2

(事業所 内 0 運 搬

> 施 設

第 を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措物埋設事業者は、次の各号(法第五十一条の二十五第二項 五十七条 法 第 五. 次の各号(法第五十一条の二十五十一条の十六第一項の規定により、の施設定期自主検査) り、 第 の種 置 を採 認廃 可

一 令第三十五条第一 らなければならない。 に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行れの二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上規定するものを除く。)は、当該施設の性能が法第五十一令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設(で行うこと 一杯上の基準 州上の基準 出十一条の と、次号に

同 上

廃棄 物 埋 設 施 設 の保 、安較の ために直 を一年ごとに行うこと。 接関連を有 する計 器 及 び 放

2 3 [同上] かについての検査を一年ご書類に記載された廃棄物囲 第十二条の六第三項の変更 埋設事業者は、 設事業者は、当該認可若しくは同法第五十一条の二十四の二第一項射線測定器については、較正を一 を一年ごとに行われなけ の変更の 理設施設の性能が維持されているかどうる更の認可に係る申請書又はそれらの添付る更の認可に係る申請書又はそれらの添付品の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物 の二第一項の認可を受けた第一 ればならない。

3

五十八条 (廃 棄 物 埋設施設

第 二十年を超えない期物埋設事業者は、決 に掲げる措置を講 #置を講じなければならない。 超えない期間ごとに、廃棄物埋設地につい業者は、法第五十一条の二第一項の許可を、 は第五十一条の十六第一項の規定によりに埋設施設の定期的な評価等) っつい 可を受け り、 て、 第 次の各号のた日から

に必要な措置 前号の評価[同上] 価 を講 の結果を踏まえて、 ずること。 廃 棄物 埋 設 施 設 0 保 全 0 た

8

同 上

2

事業所 0) 運 搬

六 物質等 事 不者は、 0 運 微に 第一種 関 し、 次の各号に掲げる措置を採らなければな棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃十六第一項の規定により、第一種廃棄物

一 九

4 条 五. 、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所ために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらなから第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安:物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三 十三年総理府令第五 質等の工 一場又は 事 事業所の 十七号) 外に 第三条から第十七条までにおける運搬に関する規 及び(び核燃 然

0

第 て行 六 われる放射性廃 設 事 業者は、 第 廃棄物の 種 廃 廃棄に関 棄物埋設 し、次の各号に掲げる措置を 施設を設置した事業所におい 項の規定により、第一種廃棄 掲げる措置を

六十二条

2 な措置 前 項の は、次の 表第一号及び 各号に掲げ 第二号の るも 特定核燃料 \mathcal{O} と す・ ر چ 物 質 0 防 護 0 た 8 に 必

<u>_</u> 九 略

掲げる措置を講ずること。)において特定核燃料物で 種廃 棄 物 埋 設 施設を設 質を 置 した 運 事業 搬 はする場 所内 合に (防 つ 護 1 区 て 域 は、 角 を 次除

イ

口

2 ない。 一~十四 略] らなければならない。 • 3 業 お 種 所 1 略」 て 廃 内 棄物 法第五 運 廃 搬することができる。 五. 棄 埋 + 条の 事 条の 業者 |廃棄物埋設施設を設置した事業の十六第一項の規定により、第 六 は、 + 六 第一 核 燃 物 質 等 \mathcal{O} 搬 に 関

> 第六 等の運搬に関し、埋設事業者は、廃 十条 法第 五 廃 次の各号に担発事物埋設施設 条 0 一設施設を設置した事 、に掲げる措置を採らなければな ・ mi 置した事業所内の核燃 ればなら 燃種料廃

な物棄

い質物

5 九

2 • 3 のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に 五十三年総理府令第五 料物質等車両運搬規則 物質等 当該核燃料物質等を廃 の工場又は 司 棄物 上 埋 事 事 業所の 十七号) (昭和五 者 は、 棄 外における運搬に 物 第三条から第十七条まで及びにおける運搬に関する規則(十三年運輸省令第七 埋 燃 設 料 施 設 物 を設 第一項の規定にかかわら 等 置 \mathcal{O} L た 十二号) 第三 事 に 業 従 関 いって保安 所 内 び 核 昭

燃和燃

内の廃 棄 いて

運搬することが

できる。

に

お

4を ければならない。 ければならない。 六十-(事業所生 初埋設事業者は、<mark>図</mark>ハ十一条 法第五-の廃廃棄 + __ 条の 棄に 物 埋 一設施設を設置した事業で十六第一項の規定によ 関 L 次の各号に掲げる措 所に り、 お第い一 置を採ら て 種 行 廃 なわ棄

防 護措

六十二条 同

2 要な措置 前 項の は、 表第一号及 次の各号に び第二号の · 掲 げ うるも 特定核燃料 0 とす ッる。 。 物 質 \mathcal{O} 防 護 0 た \emptyset に

九 司 上

にお る措置を講ずること。 廃棄物埋設施 いて特定核燃料 設 を設 物 質を運 置し た 搬 事業所内 する場 一合に (防護区 つい て 域内を除く。 は、 次に 掲 げ

イ 口 上

「十一・十二 十二 略

線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回三 第一種廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために 気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのア

十四~二十四 略] クセスを遮断すること。

4 略

(保安規 定

第六十三条 いて保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項につ可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、六十三条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認 提出しなければならない。

略」

析 保 の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手開一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること(根 安規定上の位置付けに関することを含む。)。 順書等 の分

ること(次号に掲げるものを除く。)。第一種廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び 組 織 に . 関 す

六 五 に関することであって次に掲げるもの第一種廃棄物埋設施設の放射線業務従事者 に 対 する保安教育

ロイ 保安教育の 内 容 に 関することであ って次に 掲 げ るも

0

(2)(1)第一 種 廃 棄 物埋 設 施設 0 構 造 性 能 及 び 操 作 に 関するこ

(3)(5) 略

その他 第 種 廃 棄 物 埋 一設施設に係る保安教育に関 L 必 要な

> [十一·十二 同

じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回-三 廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために 信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセ のアクセスに、電気通に回線を通めに必要な

を遮断すること。

3 - 4 四 - 二十四

(保安規 定

第六十三条 [一・二 同上] に提出しなければならない。 いて保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制と 可を受けようとする者(第一種 認可を受けようとする事業所ごとに、 法第五 十一条の十八第一項の規定による保 とに、次の各号に掲げる事項につ!廃棄物埋設事業者に限る。) は、 安規 委員 定 0) 会

法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規廃棄物埋設施設の品質保証に関すること (根本原因分析の方 定上の位置付けに関することを含む。)。

(次号に掲げるものを除く。)。 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び! 組 織 に 関すること

六 五 同上

ることであって次に掲げるもの 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者 対 する保・ 安教 育に 関 す

イ [同上]

保安教育の 内 容に関することであって次に掲 げ る ŧ

(2)(1)同 上

廃棄物埋 一設施 設 0) 構 造 性 能 及び 操 作に 関 すること。

同 Ŀ

そ(3) の (5) 廃 棄 物埋 設 施 設に係る保安教育に関 L 必 要な 事 項

項

5 + 略

置 第一 関 すること。 種 廃 棄 物 埋 設 施 設 の巡 視 及び 点 検 並 び にこ れ らに 伴う

第一種 廃 棄 物 埋 設 施設 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 査 に 関 すること。

四· 十五 略

る事故故障等の 営責任 む。)に関 者 種 _ の 廃 7の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の2する適正な記録及び報告(第八十九条各号に掲げ2乗物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状況を 報 告を含む。)に関すること。

七 -八・十九 第一種室 廃棄物埋 空設施設 の定期的 な評 価 等 に 関 すること。

略

二項の認可を受けようとする者 法第五十一条の二十四の二第二十 その他第一種廃棄物埋設な 施設 一文に る保 安 に 関し 水の二十 五事

の方法及びこれを実施するための体制第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関 安規定上の位 置 付 け に . 関 することを含 む。)。 すること(:業 根 順書原 書等因 の分

| 〜 六

閉鎖 関することで 措置又は 廃 あ って次に掲げ 止 措置 0 放射線業務 る ŧ 従 事 者 に 対 する保安教

保安教育 0 内 一容に関することであ って次に掲 げ る

ŧ

0)

5 埋 同 設上

すること。 廃 棄物 施 設 0) 巡視及び 点検並 びにこ れらに 伴う 処 置

廃 施 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 査に関すること。

・十 五 物 埋同設 上

任者への報告を含む。)に関すること。故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の2)に関する適正な記録及び報告(第八十九条各号に掲げ、一次 廃棄物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状況を の経 を含 経営事 む 責 故

十七 廃棄物 E上] の定期的な な評 価等に 関すること。

二十一その他摩 埋同設

二項の認可を受けようとする者 法第五十一条の二十四の二第二十 その他廃棄物埋設施設に 又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。こにより認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追いる廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項 更しようとするときも同 置計画に定められている閉鎖 $\overline{}$ は、 当該認可の日 までに、当該認可を受けようとする閉 様とする。 二第一項 措置又は廃止措置計 (第一 係 る 保 又 種 は 安に 廃棄物埋設 法第五十 関 , | | | 必 画に定めら な 事 の二十 業 事 者に これを変の規定 れて 鎖限 Ŧī. る第 措

同上

[四〜六 同上] 定上の位置付けに関することを法及びこれを実施するための体三 廃棄物埋設施設の品質保証に 三廃棄物 することを含む。)。 質保証に関すること 体制並びに作業手 (根 順本 原 書 因 等 の保析 安の 規方

関することで 閉鎖措置又は あ 廃 って 止 措 次 置 í 0 掲 放 げ 射線業務従事者 るも に 対 す る 保 安 教 育

保安教育の内容に [同上] 同 に関することであって次に掲げ る ŧ

- 種 略 廃 棄 物 埋 設 施 設 0 構 造 及 び 性 能 に 関 す ること。
- そ(3) 0) (他 (6) 第一 種 廃 棄 物 埋 設 施設 に 係 る 保 安 教 育 に 関 L 必 要

5 <u>+</u> = 廃略

匹 置 に関すること。 第 第 種 種 廃 棄 棄 物 物 埋 埋 設 設 施設 施 設 の施 視 設 及び期 点自 検主 並検 び査 に に . こ れ 関 すること。 に 発う

[十五・十六 略

る事故故 む。 営責任者への 第一 責任者への報告を含む。)に関すること。故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場。)に関する適正な記録及び報告(第八十九条各号に1第一種廃棄物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状1 る合の 況 を

八 略

第一種· 廃 棄 物 埋 設 施設 0) 定 期 的 な 評 価 等に 関 すること。

略

る保安に関 その他 第一 l 必要 種 な事 廃棄 項物 埋 設 施 設 閉 鎖 措 置 又 は 廃 止 措 置

3 4

埋設 六 よるものとする。 +の事 · 五 条 業に係るものに限る。)の記せ埋設地の譲受けの許可の申請 載可 にの つ申 い請 て 書 · (第 は、 次 の種 各异葉 に物

ついては、 大放射 |並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物||いては、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄||令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等 能 度 及 び 総放射 能量を記: 載 す るこ 物乗等の のの性 種 種 状 種類ごと で な及び量 類 の数に

2 5 な 前 項の 申 請 書に は、 次の 各号に掲げる書 類を添 付 L な け れ ば

- (2)他(6)棄 物 埋 上設 施 設 0 構 造 及 び 性 能 に 関 すること。
- そ(3)の 5 廃 棄同 物埋 設 施 設 に 係 る保 安教 育 12 関 L

必

要

な

事

項

5

廃 廃 棄 棄 物 物 埋 埋 同 設 設上 施 施 設 設 のの の巡視及び点検並の施設定期自主給 の点検並びなり にこれ 一に関 すること。 に伴う処 置 に

関

すること。

一十八 [同上] - 一十八 [同上] - 一十八 [同上] - 一十八 原棄物埋設施設に係る保安(保安担を 十七 廃棄物埋設施設に係る保安(保安担 るものが発生とるものが発生と、仏安規定の遵守状と 掲げ 合 況 0) を 経 る 含 営事 む 責 故

十九 設 施 設 0 定 期 的 な 評 価等に 関 すること。

[二十~二十二十九 廃棄物埋記 同 上

二十三 その他 安に 関し必要 な事 廃 棄 項物 埋 設 施 設 閉 鎖 措 置 又は 廃 止 措 置 に 係 る 保

3 • 4 同 上

請

第六十五条 埋設の事業に係るものに限六十五条 令第三十七条の(廃棄物埋設地の譲受けの) よるものとする。 (る。) の記 ()の語 (でする) の記載にいい許可の中 つ申請 て 書 は、 第一 次 の種 各 廃 号 棄 に 物

一 [同上] 能濃度及び総数 に関上] 令第三十七条第四 種 廃棄物埋設を行う放 放射 棄物に含まれる放射性: |号の 量 核燃料 州性廃 物 物質等の に物質の性質等の性 種状 種 類及び影及び量 類 ごと の数に 最 量つ 大並い 放びて

射には

同

能

を記

載すること。

な

2

6 な 前 項の 申 請 書に は、 次 0 各号に 掲げる書類を添 付 L な け れ ば な

種 廃 略

備 の配 置図 を含む 棄 物 埋 設 施設 \mathcal{O} 安 全 設 計 に 関 す る 説 明 書 主 要 な 設

五四 略

が装 が想定される事故のほ 袰置の故障、浸水、以寒 第一種廃棄物埋設料 種類、 施設に係 程度、影響な火災等がある 対操作上 等 に関 合に過 する 説発失、 明 生 書 す 機 ることは

· 七

3

物 防 護 規 定

第 六十 子力規制委員会に提事項について核物質) は、 項について核物質防護規定を定め、これを記 定 の認可を受けようとする者 (第一種)七条 法第五十一条の二十三第一項 認可を受けようとする事業所ごとに、 出しなければならない。 廃 0) れを記載した申請書を原とに、次の各号に掲げる廃棄物埋設事業者に限るの規定による核物質防護

<u>_</u> \ 十三 略

+匝 第 種 廃 棄 物 埋 設 施設 に 係 る緊急 時 対 応 計 画 に 関 すること

五.

十七 (防護規 その他 第一 し必要な事 定の 種 第一 廃 遵守 棄 項 種 物 |廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護・状況を含む。) に関する記録に関すること。| 理設施設に係る特定核燃料物質の防護(核物 護 物

関

2 員 写 会が告示で定めるものに係る申請 埋 項 設 し二通)とする。 0 申請 施設のうち令第六十三条第一 書の 提 出部 数 な、 正 本一 ***でする場合には、***一項の表第四号の原子一通及ひ生! は、正本一通 の原子力規制 回(第一種廃

第 六 + 九 物 防 護 略 管 理 者 0 選 任等

同 上

置図を含む 廃棄物埋設施 設 0 安 全 設 計 12 関 する説 明 書 主 要 な 設 備 0) 配

五四

[六・七 る廃 故障、 廃棄物品 [同上] 七同年 浸水、地震 上施 震、 設 設 、火災等があった場合に発に係る設備の操作」(に 0 影響 発生 失、 等 機械又は対機械又は対 に関 る 説明書のは装置の

同上

3

核 物質防 護 規 定

第六十七条 。)は、認可を受けようとする事業所規定の認可を受けようとする者(第一 事項について核物質防護規定を定め、これを記載 子力規制委員会に提出 認可を受けようとする事業所ごとに、 法第 五 + 一条の二十三第一 しなければならない (ごとに、次の各号に掲種廃棄物埋設事業者に 項の 規 定による した申請 核 物 書 質 が限る護 を 原

十三 同 上

十四四 廃 棄 物 埋 設 施 設 に 係 る緊急時 対応計 画 に関 するこ

7 Ŧī. + 六 同 上

十七 規定の遵守4 | 状況を含む。) に関 施設に係る特定核燃料物質の防護。) に関する記録に関すること。 核燃料 物 質 \mathcal{O} 防 護 核 物 質 防 護

が告示で定めるもの設施設のうち令第六 前項の申請 要な事項 廃 書 0 棄 物 提 十三条第一と出部数は、 に 埋 係 設 る申 請 をす 項 の 正 本一 する場合には、正式の表第四号の原子力 通 及 び 写 し 本一通1 通 廃 護 及び写の委員会 に 棄 物 関 埋

2

物質防護管理者 0 選 任 等)

通)とする。

第六 + 九 同 上

2 第二項の日 るも 会が告示で定めるもの 第 のに 五. 物 規定 埋 -一 条 設 限る。)の 「定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及 (施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委会。) の提出部数は、正本一通及び写し一通(第一による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に のニ +匝]第二項 に お 1 て 準 用 する 法 第 十二 の三

物 質防 護

び

し二通)とする。

第 次の各号に掲げるものとする。 七 定める要件 条 法第五 (第一種廃棄物埋設 (五十一条の二十四第一)管理者の要件) の事業に係るものに第一項の原子力規制 に限る。)は、『委員会規則で

質 第一 あること。 の防 種 護に関 廃 棄物埋 する業務を統 一設施設を設置した事業所に 的 に管 理 す ることが おいて特定核 できる 地燃位料

略

鎖措置とし

第 規則 七 十一条 た第 で定 める措置は、 法第五 種 措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並、坑五十一条の二十四の二第一項の原子が石行うべき事項) 廃 去とする。 並びかり に規 地下に然制委員 設会

鎖 置 計 画 \mathcal{O} 認可 \mathcal{O} 申 請

第 規制 項に 七 置 十三条 計 委員会に ついて閉鎖措置計画を定め、これを記 画 いて閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措 提 出 十一条の二十四の二第一項 L なけ れ ればなら な

事業所の 名 称 及 び 所 在

三~五

2 け 項の申請書に ば ならない。 は、 次の各号に掲 げる書 類 又は 义 面 を添 付 L な

> 2 二通)とする。
> 一年示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一重を下で告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一重を下で物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が「一種のである」とする。 法第 五. 一条 ボの二十 匹 第二項 お いて準 用 する 法 第 条 が 三

(核物質防護管理 者 0 要 件

第七十条 次の各号に掲げるものとする。 定める要件 法第五十一条の二十四 (第一種廃棄物埋設の事 第一 ・業に係るも 項の 原子力! 規制 0) に限 委員会規 る。 は、 則

防護に関する業務 廃棄物埋設施設 を統一 を設置した事業所において特定 的に 管理 ーすることが できる 核燃料物 地 位 に あ質 る 0)

こと。

同 Ŀ

|第七十一条 法第五十一条の二| (閉鎖措置として行うべき事 規則で定² 棄物 める措置は、坑道の埋戻 埋設施 4十一条の二十四の(行うべき事項) 設 0 解体及び 戻し、坑口の閉空四の二第一項のI 撤去とする。 原 塞 並 子 び 力 に 規 地 制 委員 下 に 設

置計

第 七十三条(閉鎖措置 規制委員会に提出しなければならない。項について閉鎖措置計画を定め、これを記 置 計画に ついて認可を受けようとする者は、

同 上

閉 鎖 措置 12 係 る 事 業 所 0 名 称及び 所 在

三 5 五 同 上

2 け 前 項の申請書に ならない。 は、 次 の各号に掲げる書類 又は 义 面 を添 付 L な

第 3 る者は、 七 ならない。 第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項におい(閉鎖措置計画の変更の認可の申請) \mathcal{O} げる事項を記 五四 \equiv 三 • 四 引会に提出₁ 十六条 七~十 3 等があった場合に発生することが想定される閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、「略」 閉 び 事業所の その性 (に提出しなければならない。は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委2鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとす-六条 法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道2鎖措置の確認の申請) 3 閉鎖 第 五 事業所の名称 影響等に関する説明 略 すの結果に関う 宛五十八条の5 五. 措 |能並びにその性能を維持す、||置期間中に機能を維持すべ は載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければ、第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲記五十一条の二十四の二第三項において準用する法 名 称 関する説 及 及 規定による び び 所 所 明 在 在 地 地 第 種 廃 ァベき期間に き第一種ロ 棄 物 埋 設 事故の に廃 施 関 棄 設 する 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 埋 種 地 定 説明書 類震、 期 的 程 火度 災 な 及 評 第 される事項を記載した申請書を京子リ刊! 第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項におい明 (閉鎖措置計画の変更の認可の申請) [三〜五 同上] | 閉鎖措置に係る 「2・3 同上」 [三・四 同上] 二 閉鎖措置に係ろ 2 . 3 2 ならない。 結果に関する説明書二 第五十八条の規定[一・二 同上] 同上 上一日上 「載した申請書を原子力規制委員会に提出しなけれ」第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に1第五十一条の二十四の二第三項において準用する1 る る 事 事 定 業 所 所 ょ 0 0 る 名 名 廃 称 称 棄 記載した申請書を原子力規制委員会が行う確認を受けようとす「の二第二項の規定により、坑道 及 及 物 び び 埋 所 所 設 在 在 施 地 設 \mathcal{O} 定 水、 設 期 明 施 設 的 設及 地 施 な 設 評 び \mathcal{O} 価 そ 事火 等 故災 ば掲法 0)

3 2 第 3 2 第 八十五条 七 ければならない。 ければならない。 一~六 八~十一 旧 七~十 远 · 五 · - -びその性 びその性能並びにその 価等の結果に関する説明書 前 前 項の 廃 止 項の申請書には、 廃棄事業者等の 略 廃止措置期間中に機能を維持 九 第五十八条の規定による 止 措置期間中に機能を維持すべき第一 申請書に 置 略 略」 略 能並びにその 略 計 略 画 0 は、 認 廃 可 止 次の 次 0 性能を維持 性能を維持 措置 申 0 各号に掲げる書 各 請 号に 計 第 力規制委員会規則で 画 すべき第一 掲 \mathcal{O} 種 す す げ 認 廃 べ べき期間 る 可 棄 き期 書 物 \mathcal{O} 類又は 類 申 埋 間 種 又 設 種 に 廃 は 廃 に 施 関 棄 関 棄 図 义 設 する する 物 物 面 面 0) を添 埋 を 埋 定 3説明書 程設施設 及 ·説明書 程設施設 添 期 付 付 的 な評 L L 及 な な 2 2 第 3 第 3 七一廃止措置期間ではればならない。 「八~十一 同上」 性能並びにその性能を せいを正措置期間中に機 八十五条 七十九条 ければならな 远 · 五 七~十 · : 旧 性能並びにその性能 結果に関する説明書 前 廃止措置期間中に機能を維持 廃棄事業者等の 同 項の申請 第五十八条の規定に 止 上 置 同上 同ない。 同 計 同上 書には、 上 書には 同 画 上 0 中に機能を維持 認 廃 可 を維 を維 次 止 0 次 0 0 申 措 **維持すべ** 持 各号に 各 置 る 請 すべ 号に 廃 計 画 棄 けべ けずべ き き期 掲げる書類又は図 掲 0) 物 期 げ 認 埋 、き廃棄 間 間に関する説 き廃棄物埋設 る書 設 可 に関 0 施 設 類 申 物埋設 はする説 又 \mathcal{O} は 定 図 期 施設 明 施設及び 明 的 面 面 を添 を な 及び 添 評 付 付 価 そ そ 等 L L 0 な 0) 0) な

第 規則で定める事項十六第四項におい 業者 一種廃棄物環障に係る修理) は、 十九条 その 報告し 計 する た区 廃棄 第一 その .画を定めようとするときに講じたものに限る。).等の結果(法第五十一条の二十五第二項に規定する廃第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期 おそれがあったことにより、 旧 おける火災若しくは爆発の防 定 廃棄物埋 定 略」 状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員 条 条 (況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事 ため なけ の三 した放射性廃棄物の性状及び量に関物埋設地の位置に関する事項 域に閉じ込める機能、 種 種 関する規 他原子力規制委員会が必要と認める 種 障 廃 等 廃 廃 理の の放射線の 棄物埋設施設の故障により、 埋 棄 棄 れ 0 埋 設 ばならない。 項 設 物 物 11 以に支障 第五 ため 定の は、 略 て準用する場合を含 埋 埋 X 設施設 設 域 施設 |特別の措置を必要とする場が記の故障があった場合に 準 次の各号に掲げるとおりとする。 +遮蔽機能若しくは第一 を及ぼしたとき。 用 する場合を含む。)の原子力規制委員一条の二十八第一項(法第五十一条の の故障その L 記 外部放射線による放射 録 止の機能を喪失し、 第 す き事 種 他 廃 0) 不 棄 核 項 物 燃料物質等を限定さ 測 す 政施設の定期かっる事項 ・ 埋 種 項 \mathcal{O} 廃棄物 おい 事 設に支障 合であっ 態が生じたこ スは喪失す 料塊障害を防 て、 上を及ぼ て、 当該 的 な 措 置評 会 第故 第 第 [条を加える。 一 [同上] に報告しなければならない。 八十九条 兀 業者 八 その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を来者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条におい八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物 域に閉り る修理のため特別の措廃棄物埋設施設の故 ための放 指 0 若しくは爆発 棄物埋設に支障を及ぼしたとき。 たことにより、 廃棄物埋設 廃 故 定に関 条の二 棄 じ込める機能、 物 は爆発の防止の放射線の遮蔽機 埋 する規 設 \mathcal{O} 施設の故障により、 施 設 同 定 第一 0 上 0 一の機 機能若しくは廃棄物埋設施設におい、外部放射線による放射線障害を 故 潍 置を必要とする場合であって、 障があった場合に 障 種 用 ナその 能を喪失し、 廃 棄物埋設に支障を及ぼしたと 他 0 核燃料 不 測 又は喪失するおそれ 0) 事 物質等を限 お 態が生じたことによ 11 て、 当 おそれがあるおそれがある。 旨を直 記おいて 記載り埋む 定さ 該 第故一障 委員会 直ちに関理設事 障 た 種に

廃 係

に異状が 出 8 \mathcal{O} 状ら 況 れ状 に異状が認められたとき。たとき又は液体状の放射性疾棄物の排気施設 廃に 廃棄物の 排 出 水施しの状 設 況

五. 5

人の立入制限、はし、次のいずれ、 とによ 第一種· した物が管理区 .物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。一入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えのいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所についてらり、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただ種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたこ

「イ〜ハ 略」

であって、とにより、 〇 五 ては 第一種 より、 五. コミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるときコミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっ、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったとき「廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたこ「廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたこ

< 射 前略 線)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
『降害以外の障害であって入院治療を必要としないものなる。のほか、第一種廃棄物埋設施設に関し、人の障害 をつ

\mathcal{O}

第 業者 九 十条 に設 が埋設事 の棄防物 止 埋

よう警告 廃 棄 物 線 すること。 埋設施設の 障 害の ↑内部にいる 発 止するため必 る者及び付 要がある場合に 近 にいる者に は、 避 難 でする 第

> 排出の状況にが認められたり、気体状の に異状が認められたとき。 たとき又は 0 放 射 性 廃 液 棄 体状の排 の放射性廃棄物の排気施設による排出 排出 水施状 設況に

よ異

る状

五〜七 同

り、 物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいしのいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人のり、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことに た立次よ

イ〜 同 上

五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。 五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては○ て、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあって り、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであ 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことに は っよ

++

)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。障害以外の障害であって入院治療を必要とした- 前各号のほか、廃棄物埋設施設に関し、人・ [同上] としないものでし、人の障害 害 \mathcal{O} を除く。 放 射

第九十条 業者は、 業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければなられ十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物に危険時の措置) もに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止廃棄物埋設施設に火災が起こり、又は廃棄物埋 一設施設 に 努 め るとと に な埋 延焼 い設。事

[同上]

すること。 一設施設の 線障 · 害 の 内 部 発 にいる者及び 生を防止 するため必要がある場合 付近にいる者に 避 難するよう は 廃

別表第六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支第四条(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)	[3~5 略]	(火災等による損傷の防止)	(特殊な方法による施設) (特殊な方法による施設について特定第一種廃棄物埋設施設 の基準とする。	係る技術基準に関する規則特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能にいる。 コー 後	
項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持する第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)	[3~5 同上]	著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。 第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に 整の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)が設置 されたものでなければならない。 されたものでなければならない。 されたものでなければならない。 されたものでなければならない。 常定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は 無発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が 動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は (火災等による損傷の防止)	基準とする。 ・ 当該認可に係る基準をもって法第五十一条の九の二の技術上の規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定に基づく原子力(平成四年総理府令第四号)第二条第一項の規定に基づく原子力定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(特殊な方法による施設)	術基準に関する規則 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技	部改正に関す

することが で きる 地 盤に 設 置 さ れ た ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な

る 損 傷 0 防 止

第 震 に 五. · 起 因 って 力 な 0) を及ぼすことが 施 **(**安 発 作設 する放射 生 13 「はすことがないものでなければならない。 用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射 成に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の 成に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の でに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の でに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の でに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の でに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の でに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速の では、その供用中に当該安全 全上 用 に に 定 :よって生ずるおそれ: | 第一種廃棄物埋設施 があ 設 又 る当 は 特 該 定 施 廃 設 棄 の物 安管 り公衆に放射線 に当該安全上重 とて算定する地 安全機能の喪失 第

波 よる 損 傷 \mathcal{O} 防 止

 \mathcal{O} 六 供 条 0) 用 安全性が写 :損なわれるおそれがないものでなければならない{施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によ種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、そ

5 0 衝 擊 12 よる 損 傷 \mathcal{O}

の損 定 七 なうれ 適 お る それ 自 切 定 な が現 措 あ 置 象 種 が る (地 廃 場 講 棄 じら 一合に 震及 物 埋 設 び 津 施 波設防 を又止除は く。)に 特 定 置、 廃 管ば 棄 なら ょ 物 基 礎 り 管 な地 そ理 盤の施 の安設 改全は、 良性 そを想

2 講設あ機 お衝 擊 0 0 区 特 る が 域 定 人 火 に 全 故 発 第 災又 化生する その 隣 た が 接 種 なする地は は ょ 他 廃 場発事が るも敷 で 棄 物 域に 埋 け れの 地 ず故、危険物ながある要因が 空設施設 ない 及び **(**故 よう、 意によるも 敷 5 地 な 周 防 辺 がした車両、 ある場合におい. 追路そ/ 護 の搭 状況からな 措 置 そ .対 く。 0) 想 理 他 施 0) 定 て、 適 に さ \mathcal{O} 設 船 は、 切 ょ れ舶 外 り当 る な 又 事部 当事航所の辺 置 施で空にの監

> ことが できる 地 盤 に 設 置 さ ħ た ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な

る 損 傷 \mathcal{O} 防 止

及ぼすことがないものでなければならない。作用する地震力を含む。)による損壊により設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震に 安全上 生によ 五 する放射線による 4つて生ずるおる 特定廃棄物埋む 重要な施設にあって 公衆 それ 設 へ の 施 が 設 やそれがあっては、その あ 影 又 響の る当 は 特 程 該 定 ある地震による加速度にの供用中に当該安全上重程度に応じて算定する地 施 廃 設 棄 \mathcal{O} 物 安全 管 公衆 理 機施 に 能 設 放 速 のは、 度に 射 喪 重地失地要震に震 障 よ要震 害 っな力起の をて施へ 因 発

津 波に による損 傷 \mathcal{O} 防 止

2

同 上

第六 安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波により六条。特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その そ供 の用

部 カゝ . ら \mathcal{O} 衝 に よる 損 防 止

第 に隣接する地域に に隣接するおそれが 火災又は爆発事故 大為によるもの 人為によるもの 大為によるもの 大為によるもの 大為によるもの 適切な措置が講ぶる自然現象(地震をおそれがある場合を表している。 及故があ事 設施 合に れ じ 物 故 あ 1 び 事 5 及 ば 埋 、よう、 業所、 意に 危険 る 設 敷 れ お び 設 文は たもので、 要 地 津 施 によるものをなる。 物 因 波 設 な 特定廃 を除 又傷の 防 をが 鉄 いでなけ. 道、 の搭 あ 護 防 拾載した車両、. める場合におい 連、道路その他 措 護 特 を除く。 棄物 措 定 こによ そ 廃 カコ れ ら想 管理 ばならな 0 棄 物 他 基 りそつ い他 定 施 礎 管 0 によ 船舶又の外部、 適 さ 地 理 れ の施 盤 り当 の安設 な る 改全は、 事は 措 業 か周 ら辺 良 性 象 航 所 施 で そを想 空に \mathcal{O} 設 お衝視 の損定 あ機 他なう 0) つのけ撃区 さ 安て事 るが域

な 侵 定 入 等 \mathcal{O} 種 防 廃 止 棄 物 埋 設 施 設 又 は 特 定 廃 棄 物 管 理 施 設 \sim 0 人 0 不

八 十不る燃 ·八号) 正 お 性 廃 する それ を有 アクセス行 事 棄 施 物 設 業 特 第二条 する物 があ た 又 所 埋 定 め、 は 設 以 る物 施 特 為の 設又は 第 件 定 下 種 件がの 匹 切 廃 廃 項に規定する不正アクセス行為をいう。)禁止等に関する法律(平成十一年法律第百 事 な 棄 棄 の他人に危害を与えは特定廃棄物管理な ***物管理** 措 持ち込まれること及び 業 物 置 所 埋 が 設 施設 とい 講 施 じら 設 <u>へ</u>の 、 う。 又 は れ こに え、 施人設の て 1 定 び又に不 不は、 な 廃 け 法 棄 成十一年法律第百二个正アクセス行為 他正 れ な特 物 のに 侵 ば 定 なら 入、 物爆 第 理 件 発 施 を性特種 な 律第百二 設 V) を 傷は第 棄 設 易 を す 物置 第

(核燃料物質の臨界防止)

第 九 条 ため 物 めに必要な措置が講じられたものでなけ、質が臨界に達するおそれがある場合にお特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄 い物 れ ばなら て、 管 理 臨 施 ■界を1、 と1、 ない。 防 止 核 第

(材料及び構造)

第 + 確び 構 保 さ 造 な 物 は、 れ ŧ 埋 及 特 たも 設 び 定 当該 施 管 第 议 0 設 並 下この でな 容器 又 び種 は 廃 命等がそのほの項にお け 棄 れ 定 れ 物 ば 廃 5 埋 ならな を 棄 設 設計上要 いて「容明 支持 物 施 管 設 する構造 理施 11 又 は 求さ お等」という。 るれる ? 器 設 特 の安全に定廃棄 のうち、乗物管理 及び 理 保 特施 小する上 耐の 定 設 材 食 第に 性料 属 が及 で種す

2 施 0 び 定 管 第 全性 験を行ったとき、 \mathcal{O} うち、 種 z 廃 れ 棄 てい 保 特 物 定第 する上で 埋 なけ 設 施 これ n 種 設 又は 重 廃 なら に耐ない 棄物 特 え、 埋 ŧ 定 設 0) 廃 かは、つ 施 棄 つ、 設 物 適 又 管 切 は 著 理 な耐 特 施 定 設 漏 圧 廃 12 え 試 棄 属 験又管 する が なは理容

なけ

れば

なら

0) 定 防 廃 止 棄 物 埋 設 施 設 又 は 特 定 廃 棄 物 管 理 施 設 \sim 0 人 0 不 法 な

な措置が講じられていなければならない項に規定する不正アクセス行為をいう。禁止等に関する法律(平成十一年法律第 業所 がのは 八 持ち込まれる他人に危害なる 定廃 以 棄 物 下 定 管 廃 lを与 管 事 ること及び 理 棄 理 施 業 物 え、 施 設 埋 ~ の 設 設 又に とい 施 不正 は 不 人 · う。 他の Ė 0 又 アク に 不 は こに) 爆発 法 物 公な侵入、 セス行為 件 定 には、 (律第百二十八号) ス行為(不正アク を損傷するおそれ 性又は易燃 廃 棄 特物 を防 特定 定 管 廃 理 性 廃 止 棄 施 アク を有 す 棄 物 設 る 物 埋 を 第二条 があ た す 埋 設 る め 設 施 置 る 物 施 設す 物件設又件そ又は 為 適 第 る 件 切 兀 \mathcal{O} 又は事

(核燃料物質の臨界防止)

めに必 質が臨界に達するおそれがある場合にお九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄: 要な措 置が 満じら ħ たものでなけ れ い物 ばなら て、 管 理 臨界を防 な V) 防 止 核 す 燃 る 料 た物

材料及び構造)

第 のでなけれ 設不こので な特点 設及び管理 十 を ったとき、これ のうち、 定 する上 並 廃 特 すがその設すのでおいて でにここと 定廃棄: 棄 定 れ 特 物 ば 廃 一で重 :定廃: 埋 な れ物 設 5 い物 異に耐え、、 . て 「容 棄 な 計 ら埋 施 管 物 設 を設 上 理 埋 又 要 施 支持する構造物のうち、 施 設の 器等」という。 設 求 は 設 かは、つ かされ 施 又 特 安全性 設 は つ、 定 る強 適切 又は特定廃 廃 特 著 棄 定 歴度及び 上を確保 な耐圧 廃 物 棄物 管 及び耐食は、)の材料 漏 理 よっち、特定 を 試験 管 え 棄 施 物 設 理 又は 管 特施 が に 性料 が及確び な 理 属 設 漏 重 施 廃 11 す に 保構 ょ 要 棄 え設 る 属 なも う いの さ造 物 容 す は、 試 安 器 埋 る れ 設 設 験全及 た 0 容 を性び 置 ŧ 当 施

ľ 込め 0 機 能

第 十一条 込める機能を保持するように設置されていなければならない。次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、

第 十二条 線量 当該施設 されてい が 原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の からの 特定第 なけ ば 種 ならない。 廃 棄物埋設 施設 又は 特 定廃 棄 物 管 理 施 設 は、

2

第 十三条 れ 必 ていなければならない。 要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けら 廃 棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の

性 廃 棄 物 に よる汚染の 防

ち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、十四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は る 放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、か人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の四条(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物 おそれがあるものの表面は、 す Ł 0) で なけ れ ればなら な 放射 性 廃 棄 物 に ょ る の部分であって物管理施設のう つ、 汚 染 米を除去し人が触れ

入施 又 は 管 理 施 設

第 れ る設備 五. 生する熱によって過熱するおそれ であって、 特定 第 一 種 放射性廃棄物の崩壊熱及び があるも 放射線の照射によ 0) は、 冷 却 かのため

閉 じ込め の機 能

第十一条 げるところにより、十一条 特定廃棄物 機能を保持するように 一 四 同上 ノに設置されていなければならない。放射性廃棄物を限定された区域に閉? 理設施設又は特定廃棄物管理施設は、 は、 じ 込め 次 に る 掲

第十二条 原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回る。設からの直接線及びスカイシャイン線による事業?十二条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理: ていなければならな 回るように 所周 施 設 辺の線 設 置 当 されが

2 同 上

第十三条 [一~四 同上] なければならない。 ある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられ廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する する必 れ 放 て 要 射 いが

(放: 性廃 棄 物による汚 0 防 止

第 性廃棄物により汚染されるおそれがあり、娘繁に出入りする建物内部の壁、床その他 もれ + 四条 があるものの表面 0 で なけ 特定廃 れば なら 棄物埋設施設又は ない。 は、 放射 性廃 特定廃棄物管 棄 物 、かつ、人ゞこの他の部分であって、故る。 よる o汚染を除去しやすいかつ、人が触れるおその部分であって、放射 人

(受入施設又は管 理 施

第十五条 備であ する熱によって過熱する って、 特定廃 放射性 棄 物 |廃棄物の崩壊熱及び放射線||埋設施設のうち放射性廃棄| っおそれ が あるもの 帰の照射によりで表物を受け入れる。 冷 却 ため 0) 発 る 必 生 要

2 0 必 要な 略 措 が 講 じ 5 れ た ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な

六処条理 施 設 及び 廃 棄 施

第 する 設備 を除 放射性廃 ە ('ب) は、発棄物を を廃 次に掲げるところ 棄する設備 放 に 射 よらなけ 性 廃 棄物 れ を はならる保管廃 な棄 第

するも る 水 中の 管 値 周 理施設において発生する放射 以 辺 放射 のであること。 監 下になるように特定第 視 性物質の濃度が、それぞれば区域の外の空気中及び周辺 文付生廃棄物を廃棄する能力を有 一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄 それぞれ原子力規制委員会の定め 及び周辺監視区域の境界における

三~五

2 略

(安 全機 能 を有 する

第 施設又は一のは共用し、又は火 十 わ定 な 七 いように設置されていなければならない。
一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋置を、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋置 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設 な特設

2 略

3 ほ 一性を有 か、 を確保する機 安全上 特定第 けるも 重 要 。機能を維持するために必要がある場合。機能を維持するために必要がある場合。機能を維持するために必要がある場合。 ・『乗物埋設施設又は特定廃棄物管』 な 物は、 において、 「重理施設の安全 」 合

測 制 御 系 施

+ 九 0) 埋 設 設 備 施 定 \mathcal{O} 設 機 第 能の喪失、誤操作その他一種廃棄物埋設施設又は 又 は 特 定廃棄 **物管** 理 施 設 世の要因によりは特定廃棄物管理 の安全性 を著しく損 特定施 第一に なう 一 症 雄

> な措置 が講 じ 5 れ た ŧ \mathcal{O} で な け れ ば なら な

2 同 上

十六条 する設備 理施 放射性廃棄 設及び立 廃)は、次際棄物を廃っ 棄 施 設 次に掲げるところによら 棄する設 備 (放 射 性廃 なけ 棄物 を れ ば 保 な管廃

な棄

施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するもる値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定め周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における のであること。 施設において発生する放射

三 5 五. 同 Ŀ

2 同 上

(安全機能を有 する施

第十七条 設置されていなければならない。物埋設施設又は特定廃棄物管理施 は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定廃棄物埋十七条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子 施 設の安全性を損 なわ な 埋 子 特設 力 11 ように 定廃 施 施 設設と

棄

2 同上

3 有するものでほか、特定を 安全上 特定廃棄物埋 ので 重 を維持するために必 要 なけ な 施 設 れ ば 設施設又は 又 は な 5 当 該施設が属 な 要 特定廃棄物管理 が あ る場 する系統 合 に 施設 は、 お 11 の安全は て 前 項 \mathcal{O} 多 性 規 重 性を確の 性

計 測 制 御 系 統 施

第 設備の機能の幅 十九条 畑の機能の喪失、 特定廃棄物 棄物管 物 誤操作その他の要因により特定廃棄物埋理設施設又は特定廃棄物管理施設には、 理 施 設 0 安全性を著 しく損 なうおそれ が 生じ 設 そ 施

か 漏 体 に え は 警 れ 1 0) 同 報 するおそれ 放 項 が でする設 第四 生じ 射 性廃 一号に規 たとき、 備が 棄 が 物 設 0 生じたときに、これらを確 定する線量当量 いけら 次 光棄施 設 条 れ ていなけ いから液 項 が 体状 ればならない。 しく上 \mathcal{O} の放 射 実に検 射 州性物質が著しく
対したとき又は液性物質の濃度若し 知して 速や

2 動 力が埋設 設施 させる必要がある場合には、 0) 生じたときに、 備 動 0 定 持又は 的 設 機 第 又能の に 開 種 《がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつた火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作い、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれ 始 喪 廃 失、 棄物 させる回 誤 埋 *物管理施設の安全性を著と操作その他の要因により 設施設又は特定廃 路 が 2設けら れ て 1 棄 物管 な け 特定 理 れ ば 施 なら 設に 第 ない。 は、 種 廃 その 棄 物

電 源

第二十一条 視は、 5 設 れ てい 備その他必要な設備に使用することが 外 部 なけれ 電 心源系統からの電気の供給が停止した場合に特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物 ば ならない。 できる予 備 お管い理 電 源 が設 て、 施設 け 監に

通 連 絡 設 (備等)

第二十二条 $\overline{1}$ 2 略

3 所 内の人の 定第一種 退 廃 避 のための設備が設けられ、棄物埋設施設又は特定廃 て新り な管理 施 れ 設に ば なら は、 ない 事 0 業

備

考

表

中

0

0

記

載

は

注

記

であ

る

2 号に規 設備が設けられていなければならそれが生じたときに、これらを確廃棄物の廃棄施設から液体状の放 たとき、 定 する線 項 が ;らを確実に検知して速やかにず:状の放射性物質が著しく漏え。しく上昇したとき又は液体状 0 放 射 っない。 性 物質 0) 濃 度 若 しく え状はいの同 報 す

始させる回路が設けられがある場合には、当該設火災若しくは爆発の防止火災若しくは爆発の防止 特定廃棄物管理機能の喪失、調 特定廃棄 放射性廃棄 棄 物 (棄物を限定された区理施設の安全性を著 誤 埋 操作 設 施 こその 設又 該設備の作動を速やかに、かつ、防止のための設備を速やかに作動限定された区域に閉じ込める能力の安全性を著しく損なうおそれが れ 他の は て 特 なけ 要因により 定廃棄物 れ ば なら 管理 特 な 定 施 設に 廃 は、 そ 0 たとき 設 設 心必要は 又備の

(予備 電 源

第二十一条 その他必要な設備に使用することができる予備で部電源系統からの電気の供給が停止した場合には二十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物に いなければならない。 供給が停止した場合において、設施設又は特定廃棄物管理施設 電 源 が設けら 設 監に 視は、 れ 設 て 備外

通信

十二条 2 同 上

3 人の退 定廃棄物埋設施 避 のため の設 備 設又は特定廃棄物 が 設 けられてい なけ 管理施 れ ばなら 設には、 な 事 所 内 0)

○原子力規制委員会規則第

号

核 原料 物質、 核燃料 物質及び 原子 炉 \mathcal{O} 規制 に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第五十一条の

二十九第二 項 \mathcal{O} 規 定に基づき、 及 び 同 法を実施するため、 指定廃 棄物埋設区 域に お ける土地 地 \mathcal{O} 掘 削 0) 許 可 等

に関する規則を次のように定める。

平成三十年 月

日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則

(許可の申請)

第 条 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「法」という。 第五十一条の二十

九 第一 項 \mathcal{O} 許 可を受けようとする者は、 次 の各号に掲げ る事項を記載 した申請書を原子力規制委員会に提

出しなければならない。

氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

二 土地の掘削の目的

三 土地の掘削の場所

四 土地の掘削の方法及び規模

五 着手及び完了の予定日

2 前項 \mathcal{O} 申 -請書に は、 次の各号に掲げる図 面を添付し なければならない。

一 掘削しようとする地点を明らかにした図面

一 土地の掘削の方法を明らかにした平面図及び断面図

(許可の申請書の添付図面の省略等)

第二 条 法第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の変更に係る許可の

申 請をする場合には、 同条第二項 の規定により申請書に添付しなければならない図面 のうちその変更に係

るものを添付すれば足りる。

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は、 変更 0 趣旨1 及び理由を記載 した書面を添付し なければなら ない。

(土地の掘削の許可の基準)

第三条 法第五十一条の二十九第二項の原子力規制委員会規則で定める基準は、 指定廃棄物埋設区域におけ

る土地の掘削の方法及び規模が、 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支

障がないものであることとする。

(身分を示す証明書)

第四条 法第五十一条の三十一第二項の身分を示す証明書は、 別記様式第一によるものとし、 法第五十一条

の三十三第四項の身分を示す証明書は、 別記様式第二によるものとする。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

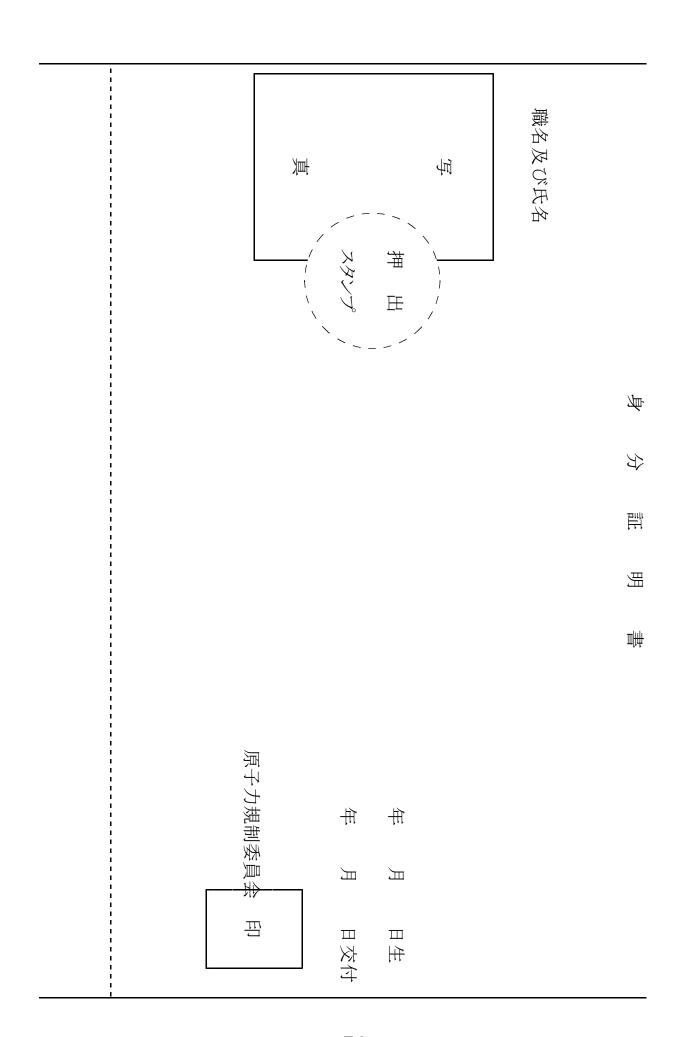
様式第1(第4条関係)

(大面)

卓

舥

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第2項の規定による



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。 (裏 面)	

第51条の31 は当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させる の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要 な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しく を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に 原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第51条の29第1項の許可 (Y トガグ ψ

0 があ 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求 Ø ときは、これを提示しなければならない。

M

 $_{\circ}^{\circ}$

 ω 舥 1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

101 第51条の31第1項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四~十二 (略)

様式第2(第4条関係)

(表 面)

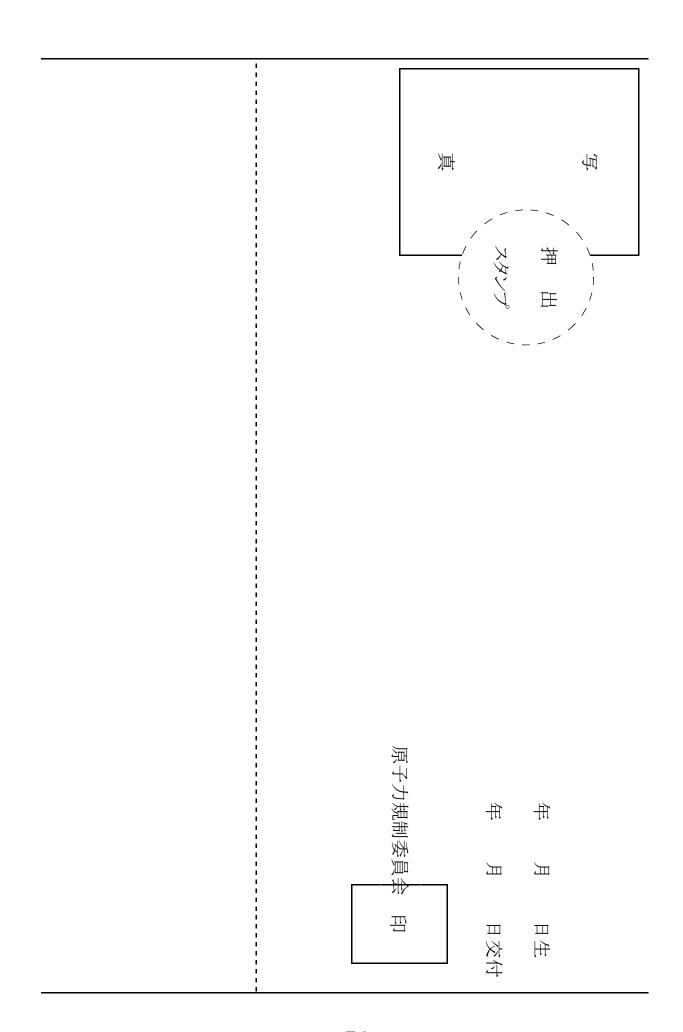
身 分 証 明 書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第4項の規定による

職名及び氏名

徭

山



備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A6とするこ

(裏 面)

°

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第51条の33 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、 実地調査の

ため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ 、測量させ、又は実地

調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができ °S

2 原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土

同じ。)並びに木竹又は垣、柵等の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会 地の所有者及び占有者(所有者の住所が明らかでない場合にあつては、占有者。以下この項において 多年

ယ てはならない。 第1項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つ

4 提示しなければならない。 第1項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを

IJ る立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定によ

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一の四 第51条の33第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、

又は妨げた者

原子力規制委員会規則
〇経 済 産 業 省 令第
文 部 科 学 省 令

号

原子力利用における安全対策の強化 のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の

部を改正する法律 (平成二十九年法律第十五号) \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施行 に 伴 V) 及び 独立 一行 政法. 人通 則法 (平成十

構 の業務に 運営に関する命令の一 部を改正する命令を次のように定める。

年

法律第百三号)第三十五

条の

五第二項

第八号の規定に基づき、

国立

研

究開

発法

人日

本原子

力

研

究開

発機

平成三十年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

経済産業大臣 世耕 弘成

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

研 究開 発法 人日 本 原子 力研究開 発機 構 の業務 運営に関する命令の一 部を改 正する命 令

国立

国立 研 究開 発法 人日 1本原子: 力研 究開 発機 構の業務運営に関する命令 (平成二十五 年 文部科学省 令第二号)

の一部を別表により改正する。この場合において、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次

対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附則

この 命令は、 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制 に関

する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日) から施

行する。

備考 表中の [] の記載は注記である。	(中長期計画に定める業務運営に関する事項) (中長期計画に定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する開記、同法第十七条第一項第五号に掲定する廃棄物理施設、同法第五十一条の二第二項に関第二号に規定する廃棄物理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物語を施設、同法第五十二条第二項第五号に規定する廃棄物語を施設、同法第五十二条第二項第五号に規定する廃棄物語を施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物語を施設、同法第五十二条第二項第五号に規定する廃棄物語を施設、同法第五号に規定する廃棄物語を施設をで定める。 「中長期計画に定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	改正後	表 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部改正に関する表
	(中長期計画に定める業務運営に関する事項) (中長期計画に定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。主務省令で定める業務運営に関する法律法第十二条第二項第五号に規定する原棄物理を指定する原棄を定して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	改 正 前	

○原子力規制委員会告示第

号

原子力 利 用に お ける安全対 策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため 0 核 原 料 物 質、 核燃料物質及び原子炉 \mathcal{O} 規 制 に関する法 律 等 \mathcal{O}

部 を改 正 す る法 律 (平成 <u>一</u> 十 九 年 法 律 第 + -五号) 0 部 \mathcal{O} 施 行 に 伴 \ \ 核 原 料 物 質 文 は 核 燃 料 物 質 \mathcal{O} 製 錬

 \mathcal{O} 事 業 に関 する 規則 等の 規定に基づく線量限度等を定める告示 の — 部を改正する告示を次のように定め á.

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核 原 料物 質 又は 核 \燃料; 物 質 \mathcal{O} 製 錬 \mathcal{O} 事 業に関する規 別等 \mathcal{O} 規定に基づ (く線) 量 限度等を定め る告 示 \mathcal{O}

部を改正する告示

核 原料物質又 は 核 燃料物質 \mathcal{O} 製錬 の事 業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成二

十七 年原子: 力規 制 委員会告示第八号) \mathcal{O} 部 を 別 表 に ょ ŋ 改 正する。 この場合に お ١ ر て、 改 Ē 前 欄 に 掲 げる

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部分をこれに順次対応する改正 一後欄 に 掲げ る規定 の傍線を付 L た 部 い 分 \mathcal{O} ように改 めるも

のとする。

附則

行する。

する法律等の一 この告示は、 部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関 (平成三十年十月一 旦 から施

别 表 核 原 料 物 質 又 は 核 燃 料 物 質 \mathcal{O} 製 錬 \mathcal{O} 事 業 に 関 す る 規 則 等 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 線 量 限 度 等 を 定 8 る 告 示 \mathcal{O} 部 改 正 に 関 す る

表

うに「再料則う `則用電 研発第る規の二 (施設工 工 則設条以設 事特 第炉用 等 係再処物 計 第 下 又 設 \mathcal{O} 技 原 る処理質以 の五六 定 技原条基と及一 第条術子第 技理施使下第 は 工 方 方 号 八法イ、加冬の、 術子第準いび項特 特 規法 の基炉十術設設用 錬 視 炉一にう工 二準及四 定 則 種 基 工 の規加条の 定 \mathcal{O} 事貯第 及項関 廃 技 第規び条準規設則 第技加 則域 廃 工)の蔵 لح 規び す 術 則そ第に 則計 第性 棄 棄 術 工 料 則 そ研 る第 方 規 種 物 い基 物項 の一関 能項 基 及 と附項 لح う。 の開規九法則廃 管 準 第 び条 埋 す 基 準 則 質 12 るい 工 第 準 第 使 附炉則条の 第棄 設 九い属 加 玾 う。 改 実規う。 属規(第技施則以一術 関 号、 関 物 施 施 三 規 施 工 用 の号則 第 設 用則 条埋 設 す 条規項度 設 施 す 七条規 下項基 第二 廃)の炉()方、」 乗第技規以第法再と 方 設 \mathcal{O} 又 設る 則 正 等 性 準 は の規 技条貯使に項性 第 則 特 物四術則下八の処い性則項 能 一(以下 管十基第二 「条技理う能」。に 兀 術 第蔵用関第能 能(以 に 後 再第術規 性済す 三 基 係 号準、規 下 棄 準項能燃る 規条に条処一基則 る 係下 則第関第理項準第第る第一す二性、に一十技 基料規 規 特 物 に第 技 項炉 特管 六準貯則使則 術 定 一十技加加第規 (用 一項る項能再関条 す 号 規 蔵 基 第 定理 術工工三 則 と準 規第 項 則施以済 第施 条 基 処す 第条基設施号第 第第則六準理る二二一号規施規 規研 設 下燃いに 種 設 第 工設及一 う関。す との - 料 号規施規項一に規のび条 則究 廃 種の 廃設項種以 い性貯貯 す 棄 則設則第項関則設 う能蔵蔵 棄計第埋下実 る 物 す \mathcal{O} 兀 に設施第規埋 物及四設 「用と性以号核ると及条第 下 段 係工設十則設埋び号規実発い能下 原規いびの `則用電 うに「再料則う う施則以一術条埋管 方 五項 第 設 基 玾 法 特 第 炉用 係再処物 技 原 施 準 等 いの 定 る処理質以 の五六 辺 う技。 方号号、 第 技条貯使に項性設 廃 条術子 技理施使下第 八法イ、加冬の の基炉十術設設用二準及四基工の規 四術第蔵用関第能 術 \mathcal{O} 棄 二性済す 三基 性 基 工の規加条の 物 準項能燃る号準に第基料規、規 第 準 第規び条準規設則工第技加燃則域 能 埋 七に 則そ第に則計第性 条に第 に 設 術 工 料第外 条 関 一の一関 六 準 貯 則 使 則 係 項 及 能項 基規物 施 스.' と す号規蔵 す と附項 び条 用 第 第 す 準則質条線 る 設 基 るい 項 則施以済 技 る 九い属 工 第準加 又 第 使 改 号、, 、う。施設 実規う事の 燃い術 項 規 三規 関 規研 設 下 は 工 用 أ أ との 料 設 用則 則究 基 則特 す条規 項度 \smile 開い性貯貯 潍 特 方 廃 の炉へ 設 る 則 第 定 正 棄第技 以発 う能蔵蔵 に 以廃 規以第法再と 定 の規 設施第関 物四術 に 棄 則 下 八の処い 性則項 下 段 廃 下 工設十す 管十基準二条第 用乗 に 条第一 条技理う 一 階 係 棄 物 能 則 研発第る規の 特 再第術 規 物 管 に 前 十技則設条規 雷 埋 定 理 基 則 係 下 則第関第理項準第第第一す二性、に一十 炉用四術 計第則 設 廃 施 る 項炉 と及一 技加加第 技原条基 条基と及一(施第準いび項以設 棄設 第 す 性 -+規 一項る項能再関条 物の 子 術工 工三 う工事 基炉一に 下 又 埋 設 条 規第 基 処す 第条基設施号第 事 貯 第第則六準理る 準及項関 は 設 計 第 準 工 設 及 一 すー 号規施規項 等及二二(設で項種以 及 規び の蔵特特 に規のび条 則そ研る第方規定 定 則設則第項関 則 〜 四 第埋下実 の開規九法則廃 廃 工 \mathcal{O} す 工 計

一 用

と附炉則条の第乗

規一第技一

棄

規事

四設

物物則の号規実発い能下

と性以号核ると

及条第

原規いびの二

力 則 規 第 制 条 委 **第三号** 員 会の 並 定 め び る線 に 第 量 限 種 度 埋 は、担 規 次則 \mathcal{O} 第 と お 第二 ŋ す 項 رِ چ 第 兀 号 \mathcal{O} 原 子

2 <u>\{ \equiv \equiv \} \equiv \} \equiv \{ \equiv \} \equiv \q \equi</u>

則外 第の 条 限 等

四規一号規工理項第号則号、則規制第十 `以研 す八 | 号 及 則規規第九号加の核 第則則一十、工九燃 則 一〜六は、中へ 0) 使 下 る 用 貯第則則 0) 第第十三 号、 び + 核 設 第 料 用 研 蔵 条 試 子 開設工条 則 第 十開設 第 原 四物 工 験 炉炉験 六 号条 ---条 三 第二 ^元四 特 則 及 号 質 炉 供 第 いする原 月び 規第 及 使 規 性 工 の規域 第一 条 種 び の第 則 ___ 及 用 能 周 則 質 第 規 第第項 使 +第 規 基 に辺 の原 第埋 び 則 第七号、 さとい 子項力第 四設 七 則 準 五第二十八号イについては現第一号、貯蔵規則第三十五十四条第一号、貯蔵性能基件四条第一号、貯蔵性能基件四条第一号、貯蔵性能基件四条第一号、貯蔵性能基件四条第一号、貯蔵規則第三十五十四条第一号、特定第一種廃棄 五. 八 十第項 用 兀 子 及び + 規則 第二条 規則 · 条 第 号、 規 炉 匝 流則」と 等 工 が第十 第二条 ・う。) |域 加 _ \mathcal{O} 号、 平の 実 の四 工 \mathcal{O} 性 境界に 九用 規 Ŧī. 뭉 い能 第十一日 、 う。 第二十二条の技術 条炉第加則第技十工第 に 及 のび がお 特四術 第 号及びはま準規 -八号イン 第三十三条47年 第三十三条第一項4 ける水中 める濃 条 七 基の 号基五棄 設 八 中 第則び規第 並 試 六号三 四び 周 ト則 号、 第二 係 辺 号 に 第 関 す 3六十一 第二条の現 る 十 実 及 核 九用 十び 廃 視 条炉条七条 規条 の区燃 棄 則用 条 条第基等管 に域料 基 物 試(は供 一則 限の物第 淮 一則第号十号(第

一限種 「同上」 「同上」 では、規則 次 則 第 上」とおり 第二 とす 項 第 厄 号 \mathcal{O} 原 子 力 規 制 委 員 숲 0 定 8 る

線

量

同の

2

条 限 度 等

第九十条第四号及び第七 明第一号、第二種埋設規 明第十一条第一号、貯蔵規則第十四条第一号、 規則第十四条第一号、 規則第十四条第一号、 規則第十四条第一号、 時 規則第十四条第一号、 時 規則第十四条第一号、 時 規則第十四条第一号、 時 規則第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 二条の五第二十八号イに 以研 八 号加の核、工九燃 下 る \mathcal{O} -条第四号及び 核原料物質性 核原料物質使用: 用 験 子 六つ 試 に供 験 号 使 性 上同 上の坂の する規 の規域 能 則 、号イに 使 十第 規 原 則 基 第の 号四規 会の 子炉と 第用 兀 七則 準 及 + 号、 第及貯則 七規 第 規 び 条 兀 特定廃棄物特定廃棄物 号、第 第一 二条 つい いエ _ 特及則 則 等 が 定 わける水中、日かては、日 ご と う。 第二 め種 び第 加 0 第 次 る濃 号、 +0 \mathcal{O} 0 埋 第 工 兀 実 1 用 原 持 第 方 号、 とお 設 六 規 五. 方 11 号 基準規則第二十&五条第四号及び第乗物埋設等性能I 物世 う。 度 加則 第二十八号イ並 規 法 及 + 二性能 が一大び第一人で第一人で第一人で第一人で第一人で第一人で第一人である。 限 萴 n 周 研 係 界四号及び第六号、技術基準規則第三·十一号ニ及びト、ユー生能基準規則第三・ 第六十 ぶる技 係るも 辺 度 設 特 るものに関係している。 す 定 第三十三条 五 術 七 廃 \mathcal{O} - 一条第^E 八第四日 術 棄 条第六 基 基物 準 に 試 六 号 規 則 等 (第三十-びに 限の 物 準 に項 関 | 号 及 号、 質 几 第二 第 関 外 規 る す 一号 男 男 第 第二条の現場である。 一る究 0) 使 則等 九用 空 用 及 貯 第 設 十び 廃 規の 条炉 一第条条七の は気 研蔵十 工 棄 規 び 則用 、中則第十開設六規物 三及第六八炉工条則管 物第 規 一則試へに 則第 号 十号

部 放 射 線 係 る

部

放

射

線

係

る

線

量

間

0

て

均

次

0

لح

お

ŋ

す

第条号物五第、質 二項号十乗十にの五物 の五項 及 び 第 質 種 五. 号 加 加 用 並 第 七 規 線 条 埋 廃 八び量 当 び 号 五. 号 用 条 定 量 第 設 工 棄 条に 量 及 第 第 核 三号、 は 貯 定 び 能則 原 び 影・基準規則に対象二条の一 号、 蔵 第特 第 第 料 基準規則第二十二条第三号第二条の五第三十号ハ、加号、試験炉性能基準規則第外部放射線に係る線量当量外部放射線に係る線量当量率は一センチメートル線量第一号及び貯蔵性能基準規 Ŧī. セ 性 五. 定 基 等 物 号、 号、 設 能 第 種 準 再 質 チ 基 工 使 廃 規 処 メ 準 貯 再 則 規 理 用 種 棄 第二十] 規 則 規項 蔵 廃 物 処 性 第十五 萴 設 理 棄 埋 則 1 第二十 基準 物 設 性 ル 埋 等 能 条 第一 設 規 設 条 当 等 則 第 工 第 第二十二号 十 性 規 量量規項一 第項一第 とす 第一 五. 能 則則 条 基 第 第 号、 第一 ホ 射 射 項 る 準 + 七 号条 第 規 五十理規 条 試 と 十 第三 一 貯 条 蔵 Ļ 七設則 験 第 四項 則条 再にに 以第十五 条第 第 号 炉 蔵 特 処係係 第第設三 号設工 及 号 理 定 号十項四則 び 工 工第 設 千頃四系 立 条第号第条核規条項規一 第四及十第燃則第第則種 一号び八三料第——第廃 及び 特 工 五 規当は 定 第 第廃第則量実

+

条

条 項

規 規

定

す す

る

る

る

放放

る

第五号、再処理性能 第五号、再処理性能 第一号及び貯蔵性 等二条の五第三十二条 第二条の五第三十二条 第二条の五第三十二条 第二条の五第三十二条 ト則設棄 廃 第 第率効 + 第二 工 物 ル 棄 + 並 規 八び量条にと 物 埋 +則 設 埋 第二十二条第五第三十号 数炉性能基準地 į 第 等 設 第 核 当量とす 条第一 条 +性 等 原 設 理 五. 能 小る線量が 条 物 基 工 رِ م 条第一 第 準 規能 ト 能 再 質 条 項 項 第二 規 則 基 規 基 使 ル 処 匹 項 則 第 準 則 当 線 準 十理 用 別第三十五名 コ量並びにな 一規 引 十五 第二 規項五 号 第 加 量 性規項 条第 葼 四 工 当則 則 第 能 則に 一十条 一十条 条第 量率と 第二十 再 設 び 基 第二 規 規 条第 準 第 処 工規則第十五 定 定 Ţ 条 試 五 理 項 する 規 す 号の 一条第一 Ź 項 設 験 Ļ 第 第 第 七 第三号、 則 工規則等 第二十 一号、 五項 第 条 炉 第三条符号、特别 線 第四第四号四 部 号 設 号 量 並 工 放放 · 条第三号、 核燃料物質 及号第 核 規 七木射射 び 号 第一 第一 則 定 条 再に は 第 廃 第 に 項 号十棄 処係係 五号、 理るる 性 第 質十にの五物 セ 五. 規定する線量は実の線量は実 号、 号四加度 七規 能 チ 特 号 工 用 条 第三 準 貯 定 特 及 性 規 蔵廃定び能則

(6 上

中 \mathcal{O} \mathcal{O} 記 載 は 注 記 で あ る。

備

考

表

5